

特70

111

花井卓藏
澤田撫松編

法廷
男三郎自筆

書叢

獄中之告白

世の間の御法が子孫見よとの知合は此歌
御法を承けよと人無之と云は身法仁の法も
身よりの身も無之と
御法を承けよと云は身法仁の法も
御法を承けよと云は身法仁の法も
御法を承けよと云は身法仁の法も
御法を承けよと云は身法仁の法も

今子キリ等も貴下は礎と云ふる罪をわ
たし解けは自家の罪を知りて上罪を
悔ふは上罪の罪も腹の底より悔り
も自白せよと云ふは前より悔ゆる此
と其下の身も死にたるとの言の前より
悔ゆるは前より悔ゆるは前より悔ゆる
悔ゆるは前より悔ゆるは前より悔ゆる
悔ゆるは前より悔ゆるは前より悔ゆる
悔ゆるは前より悔ゆるは前より悔ゆる

簡書しへ與に郎三男の中獄りよ氏郎次健富徳

新編 獄中告白
 著者 岡田朝太郎
 編輯 澤田撫松

本書は、獄中生活の内幕を、著者の自筆で、生々しく描き出している。著者は、獄中生活の経験者であり、その苦悶と奮闘の姿を、読者に生々しく伝える。本書は、獄中生活の内幕を知るための必読書である。

著者 岡田朝太郎 編輯 澤田撫松

法學博士
 法學博士
 文學士
 辯護士
 電報新聞記者

岡田朝太郎君序
 小河滋次郎君序
 戸張竹風君序
 花井卓藏君並序
 澤田撫松君編

法廷叢書

男三郎自筆
 獄中之告白

發兌元 獨步社

孤獨者を以て
 人生常痛し難き如く論じたるは
 吾輩の哀しき身の上の境遇
 昨年七月三日
 二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

獄中男三郎より花井卓藏氏に贈りし簡書

其聲の大なる眞に驚くべきものありて存す。而して疑犯を憎むこと蛇蝎の如くなるは甚だ酷なり。而も眞に恐るべく厭ふべき實犯に對し、日ならずして之を忘るゝ夏雲の如くなるは寧ろ怪にあらずや。足下、窃に之を笑て平然自若、自ら信ずる所を信じ、自ら言んとする所を言ひ、以て足下に一個の健全なる ヨロ あるを示さんとす。是或は此企ある理由の一たるべし。足下何爲すれそ病むや。事實の真相渠の言ふ所の如くなると、足下の信ずる所の如くなると、僕等の憶測する所の如くなると、毫も本書の關する所に非ず、僕は足下が自己の職務に忠實なるを嘆美する耳。然りと雖、斯の如きは、猶足下一個の私事なり、僕は此企の中に更に大なる足下の義俠的精神の伏在するものあるを思ふ。古今東西を跋扈蹂躪したる對物主義の權衡論、漸く其魔力を減じて、對人主義の改善抑壓論、徐に其曙光を射らんとする時に當り、所謂新派刑事家の望んで、

歎まざる所のものは、罪囚の性格研究に資すべき好個材料是なり。之を得むが爲に、渠等は苦心慘愴、甚きは罪なくして自ら四分六分の不味を忍ぶ半歳の久しきに亘れる者あり。足下亦此間の消息を熟知するの故を以て、勇氣一番、斷然本書を公にして以て、渠等の渴を慰せんとす、足下の眞意必ず茲に在るべし、果して然らば本書の如きは、到底血氣未だ定まらざる青年男女をして、其好奇心を満足せしめんとする一時の玩弄品にあらず。寧ろ渠等は之を讀まざるに若かず。健全なる學者、實際家に惠與したる永久の研究資料として珍とせざるべからず、而して渠等は必ず丁寧反覆、熟讀玩味せずんばあるべからず、足下病むて既に健者に之を贈れり。健康舊に復するの日、更に斯道の爲に大に狂せよ。之を以て序に代ふ。

法學博士 岡田朝太郎

序

世人動もすれば、獄裡の人を視ること異人種の如く、之を自己と相比較して、全く其の人格を異にし、其の性情を同ふせざる者なるやに速するの傾きなきに非すと雖、是は抑も犯罪者なるものゝ如何なる階級より産出せられ、また如何なる事情の下に彼れを犯罪に陥らしめしかの原因を研究せざるの致す所にして、若し一とたび此に其の思慮を凝らす所あるに於ては、蓋し罪囚に對して、獨り其自我を標置するの權利なきのみならず、彼れと我れとは神の前に、若くは純正道德の意義の上に、殆んど何程の等差もなきの理を悟了するに至ることを得べし。モンチエー曰く、吾人々類は、一として其の腦裏に睡れる犯罪者を宿さゝるはなし、人に依て睡りの程度に深淺の區別あるべしと雖も、若し強き外部の刺撃

に接するの時は、多くの人は即ち其の睡りより醒覺せしめられて、此に犯罪者たる不幸の境遇に陥らしめられざるを得ずと。吾人の幸にして罪人たらざるを得る所以のもの、蓋し強き外部の刺撃に接する所なきに由るものなりと知らば、今日の犯罪者は明日の吾人にして、今日の吾人は明日の犯罪者なるやも未だ測り知るべからず。否や明日の犯罪者は、總べて今日の吾人なるの事實なり。吾人、豈に今日の獄裡に呻吟せる薄運兒に對して、之を異人視するの權利ありと言ふことを得べけんや。況んや、之を凌辱し若くば之を侮蔑せんと欲するが如きに於てをや。其罪を惡んで其の人を憎まず。吾人は寧ろ吾人の喪へる同胞即ち獄裡の總べての者に對して、一片の同情を寄與するの義務ありと言ふの適當なるを信ず。

人の心は常に境遇に依て變化を生ず。罪囚の心も亦た境遇の支配する

所となるを免かれざるは自然の理なり。試みに悪棍無頼の徒として、世人より指彈せられし所の者に就て之を見んか。自由界に於ける彼れの舉動は、恰も是れ惡魔の如く、羅刹の如く、神を蔑みし、法を侮り、風儀道德、毫も顧みる所なく、曾て至大なる國家の權力の恐るべきを知らず。況んや、父兄師傅の威嚴をや。郷黨に疎んぜられ、妻子、路頭に迷ふも毫も其の感情を動かすに足らず。殆んど社會の總べてを敵として之と鬪ふの勇膽豪氣ありし所の者も、一とたび監獄に入つて、鐵窓の下、寂寥孤獨の境遇に其の身を處するの時に當りては、一變、忽ち猫の如く、また羊の如く、飽くまで小膽となり、また飽くまで從順となり、深く失望に沈み、又悒鬱に煩悶す。煩悶の前途に光明あり、自省追悔の念、此に萌し、久く忘れたる慈親を懷ひ、長く音信を絶ちし所の昆弟を慕ひ、また路頭に迷へる妻子の悲況を想ふて、切に己の罪惡の深きを悟る。彼れ

は嘗て法廷の神聖をも顧みず、あらゆる詭辯を弄して、法官、證人、其他の關係者を瞞着する所あらんと試むるの勇氣ありしも、今は即ち彼れのすべてを捧げて、彼れ自身の良心の前に裁判を委ねざるを得ざるが爲めに、最早、一言半句の虚偽も、彼れの舌頭に上ほるを得るに由なし。境遇、益々寂靜にして、良心の聲は愈々分明なり。之を聞き取ること益々明らかにして、愈々其の悔恨の情を切實ならしめられざるを得ず。余輩監獄當局者の實際に經驗する所の事實にして、惡棍無頼、目に一丁字なく、耳に倫理道德の片聲をも聽くことなかりし所の者にして、尙ほ此くの如くなりとせば、況んや多少の教育あり、信念あり、若くは相當の身分を有し、殊に偶發犯罪者として、初て四面皆深き沈黙を以て鎖ざれ、至寂の別天地に拘禁せられたる者に於てをや。心的變化に關する上述の逕路を取るに臻るべきは、疑ひもなき所にして、是に於てか、始めて人性の至眞

を見るべく、其の告白する所、また一點の虚偽なかるべきの事實は、余の監獄眼を以て之を保證するに躊躇せずと斷言するを憚らざる所なり。

斯學の大家ベルテル曰く、殺人犯罪者を目して、一概に改良の望みなしとは謂ふべからず、實際に於て反て最も改良の望みある者は此種類の犯罪者に多く之を見るの例なり、物極まれば即ち轉ず、極罪を犯したる後の瞬間は、反て是れ遷善に心を傾くる動機の生ずる時にあらざるなきを得んや、死刑と改良主義とは、絶対に氷炭相容れざるものと謂ふべきなり云々と。死刑の可否は姑く問はず、極罪を犯すもの、雷だに必ずしも本來の惡漢兇徒に非ざるのみならず、此種類の犯罪者に就て之れを見るに、恰も驟雨、一とたび過ぎて一天、拭ふが如き快晴を見るが如く、心中忽ち又眞如本性の光を放ち、自ら其の罪惡を省みて痛悵、情に堪へず。或は進んで官に首白し、甚しきは即ち刃を己れに加へて以て其の命を

絶つに至る者すら、また少からざるの事實は、余輩當局者の常に實際に経験する所にして、「最も改良の望みある者は反て極罪を犯す種類の者に多く之を見るなり」と謂ふの、決してベルテール一家の私言にあらざるべきを信ず。世人は唯だ犯罪事實を見て、犯罪人格の如何を顧みるに及ばず。實際に於て社會に危険少き一時的偶發犯罪者を責むることの酷にして、之れと反對なる、所謂職業的若くは慣行的犯罪者なるものを寛容するに過ぐるの弊あるを免かれざる所以にして、目的觀念の基礎の上に成立すべき刑事制度の根本的革新を見る能はざるも、亦た之れが爲めなり。而して世人をして此誤解に陥るに至らしめたる所以のもの、應報主義を以て千古不磨の天則と認めたる古代觀念の暗示的墮力の影響にも依るべしと雖も、抑もまた世人が今日まで深く自ら犯罪者の人格を研究するの機會及び材料を得ることの乏しかりしに依るなきを得んや。世人にして、

若し一とたび之れが機會に接し、また之れが材料を得るに至らば、研究の趣味も亦た此に生じ、漸くにして犯罪者なるもの、真相を知るを得ると共に、従てまた其の犯罪觀の大に過まれるものありし的事实を自覺することを得べし。世人の自覺するの時は、即ち健全なる刑制革新の發展を見るの機運なるべしと信ず。

畏友花井君、斯道に造詣する所甚だ深く、また熱心なる刑制革新の急先鋒を以て自他、共に之を許す。其の業務劇忙の身を以て、敢て本書を校閲して之を世人に頒たんとするの決心を起されし所以のもの、其の意蓋し是を以て刑制の革新に資する所あらしめんと欲するにあるを疑はず。君と其の所見を同ふする者の一人として、此に本書歡迎の辞を述べることを得たるは、余の自ら以て深く光榮とする所なり。

明治丙午九月

法學博士 小河滋次郎

序

稚翠花井卓藏君は余が友なり。余が友にあらずして、余が先進なり。君余に長ずること僅に四歳、幼にして、廣島の名儒山田十竹翁の門に入り漢學を修む。而して、十竹翁はまた余が恩師なり。嗚呼君と余と、天分の高下はともあれ、その互に未だ相見ず相識らざりし昔時に於て、既に同門の兄弟たる因縁ありしなり。

然れども、余が平生君の知を辱うし、君に兄事する所以のものは、實にその師を同うし、そのたま〜郷を同じうせるが爲のみにあらざるなり。人生の事、畢竟、意氣のみ。這般の事、到底筆舌の能く盡くすところには非ず。

世人、徃々にして、君の豪放を稱す、非也。君の傍若無人を賛するも

のあるに至ては、更に非也。君は勤勉の人也、縝密の人也、而して又熱誠の士也。その時に大聲叱咤、眼中王侯なきが如きは、たま／＼以て磊々落落たる大丈夫の胸中、さながらに光風霽月の如く、俯仰天地に恥ぢざるものあるが爲のみ。

若し夫れ、君の辯論演説の絶妙なるは、夙に世人の熟知するところ、眞にこれ一世の珍也。一たび法廷に立ちて、その得意の長廣舌を揮ふに當てや、七時間十時間の長きに亘るも、理路整然として、一絲亂れず、恰かも快刀亂麻を斷つ概あり。而して問々諧謔を弄して、機智頓才沸くが如く、寛嚴宜しきに適ひ、理情兼ね備り、威風堂々として當るべからず、眞面目なる判官檢事閣下等をして、遂に破顔一笑せしめ、傾聽せしめ、襟を正さしむるの辣手腕に至ては、洵に當代隨一人、濫りに他人の追隨を許さざるものありて存ず。

君最も刑事の辯護に長ず。世に知名なる事件のみを數ふるも、君の靈腕、竊才によりて、解決されたるもの、其幾百件なるを知らずと云ふ。就中、近時最世人を聳動したるもの、河野廣中氏事件の如きあり、伊庭想太郎事件の如きあり、今また彼の「男三郎」事件の如きものあり。花井辯護士の偉名をして、九鼎大呂より重からしめたるものは、實にこれ等の重大事件也。

余、今日を以て、花井君を神田の寓に訪ふ。君、腸を病みて、臥蓐既に五旬に及べるなりとぞ。余も亦腸を病みて、四旬を経、今日始めて屋外に出でたるなりと語る。互に顔色憔悴、形容枯槁、また此の元氣なし、相顧みて苦笑す。

談たま／＼男三郎事件に及ぶ。君乃ち「獄中の告白」と題する一書を出して、余に示して曰く、こはこれ野口男三郎が辯護の材料として、獄中

より余に送りたるものにして、豫審終結決定書の辯駁書なり。男三郎の爲人は不可解なり。故に、その言容易に信ずべからずといへども、之を以て刑事裁判學上の資料と爲さんも感興淺からざるものあり、況んや事實は小説よりも奇なり、之を以て一部の活小説と見むも面白からずや。余久く病を養ひて爲す所なし、徒然なるあまりに、人の請に任せ、獄中の告白を讀み、事の官廳に關するものと、人身攻撃に關するものとを削り、校訂して世に公にすることを許しぬ。君、之が爲に序を草せずやと。

惟ふに、演劇小説等に見れば、殺人強盜等の重罪を犯せるものも、さまでの悪人とは見えせずして、却つて、觀る人をして涙を搾らしむるもの多し。與兵衛も同情すべき若者なり、權三も氣の毒な男なり、忠兵衛も悪黨とは見えせず、梅川ならでも、女の惚れさうな男なり。

男三郎の爲人は、未だ五里霧中に彷徨せり。彼は依然として一個の謎

のみ、此謎を解くの秘鍵は未だ與へられざるなり。然れども、若し、男三郎をして、近松翁在世の時にあらしめば、巢林子が靈筆は、彼をば治兵衛權三以下の色男とはなさざりしなるべく、浪花の芝居は、幾萬の子女が涙に、小屋も浮きしなるべし。

然れども、活ける實の男三郎に向ては、時人の感想の、しかく超然的詩歌的たるを得ざるは何ぞや。

男三郎は、今や死刑の宣告を受ながら、猶ほ大悟徹底すること能はず、おぼろげなる正義の繩をたどりて、はかなき一縷の生命にあこがる、現の人にあらずや。彼が全く夢の人となり、詩中の人たらんは一に時の力なり。彼は吾人に接すること餘りに近きに過ぐ。彼の真相の知り易からざるは當然のみ。

さもあらばあれ、實の男三郎は、やうやく自から詩の男三郎に入らん

とするものに似たり。

男三郎は文に妙なるものにあらず。然れども、獄中自ら筆を執つて、事件の分疏辯明を書するに當てや、無限の感慨、無限の痛恨、心に権して、血に泣けるもの幾度なりしとするぞ。此の如くして、夢の男三郎は現の男三郎の爲にその冤を訴ふ。眞偽の如何は請ふ問ふことを用ゐざれ、文字の巧拙は請ふ評することを止めよ、獄中の告白を草せる時の男三郎が境地は、即ちまた吾が詩人の境地にあらずや。

余は、獄中の告白に對して、是非曲直の批判を加ふるの權利なし。然れども、又冷然として、之を雲煙過眼視するの勇氣なし。仔細に點檢し來らば、人生問題の根本問題たる戀愛問題、夫婦問題、家庭問題等の暗黒なる活演劇は、或は此極重惡人の告白書中に潛み居らむやも未だ知るべからず。余は決して、男三郎に向て同情するもにあらず。然れども、

大なる影のあるところには、また大なる光あるを想はゞ、彼が自から犯し、罪過の爲に、斷頭臺上の露と消ゆる、はかなき淡き夢の如き彼が一代を想ふて、悄然として、涙なくんばあらず。

花井君、曾て語つて曰く、余豈に一生を法廷に終ふるものならんや。故に辯護士としては、余に大なる野心なし、唯法廷叢書百卷を編了するを得ば足れりと。この書或は法廷叢書の魁となるにはあらずや。果して然らば、男三郎たるもの、末代までの榮譽なり、死に花を咲かすものと謂はざるべけんや。以て序と爲す。

明治三十九年九月九日稚翠兄の書齋に於て

登張竹風

序

明治三十八年十二月念一日。武林男三郎、突然獄中より書を寄せ、囑するに辯護の事を以てす。而して余實に之を諾するに躊躇したり。曾て新紙に依り、豫審終結決定書を見、事實の慘忍に戰慄し、行爲の兇暴に寒心し、至情、渠を回護することを欲せざりしを以てなり。然れども、翻て思ふ。未だ其人に接せず、其の記録を閲せず、豫審決定を過信するは、職として早計に失せり。且夫れ、疑獄は疑疾の如く、難件は難病に似たり。而して法律家の罪因を探らんとするは、刀圭家の病源を究めんとするに同じ。博捜審究、事の眞實を法廷に得るは、寧ろ刀圭家の臨床實驗に比して、快事に屬せずや。然り而して、救ふべき冤あらば之を救ひ、服すべき罪あらば之に服せしむ。豈に辯護士の本分にあらずや。

余は如此にして、本件を受任したり。於是、其人に接し、其記録を讀み、研鑽之を久ふして、纔に信條を發見し、遂に論陣を法廷に張り、檢事と接戦するに至れり。然れども、人の解す可らずして、事の解すべからざる、人各見る所を異にす。而して、余は決して、余の見地を以て肯綮に中れりと主張するものにあらず。依て曩日、井關源八郎君の請を容れ、辯論速記を刊行し、空前絶後の疑獄と題し江湖法曹の批判に訴へたり。

越えて數日、澤田撫松君、余を病床に訪ひ、更に男三郎自記の書を編むことを謀る。書は、渠れが余に寄せたる豫審決定の辯解文にして、其大半は當時電報新聞紙上に載せられたる所のものなり。余曰く、既に法官の閱を經、又現に公衆の前に現はる。百偽中、一眞を探くるは法術の應用にして、而して又罪囚の性格、犯罪の原因を研究する、此書に若くはなし。編して世に問ふ、必ずしも不可なりとせず。然れども、書中、事

の官廳の秘機に涉るものあり。又往々私人の秘密に關はるものあり。公の秩序は之を保たざるべからず、人の名譽は之を重ぜざるべからず。故に全篇を網羅蒐輯するは、余の欲せざる所にして、又世道人心に害ありて益無し。這般の事項にして君、嚴に抹消することを約せば、余は敢て、君の擧を非なりとせず。而して、庶幾くは、刑事學研究の資料として、獲易らざるの好標本たるべしと。君曰諾、責任以て事に此に従はんと。床上、君の編次に閱を加へ、遂に本書を成せり。

思ふに、男三郎は無名墮落の一青年のみ。以て傳るに足らず。而も渠の被告事件は、眞に空前の一大疑獄にして、研究微に入れば、入るに隨ひて、眞相捉へ難く、渠れ自身亦、之と共に不可解の人となる。余、辯護士となり、裘葛を換ふること茲に十又六。未だ曾て渠れが如きの事件を見ず、又渠れが如きの被告に接せず。憎むべくして、有罪を斷ずるに

足るべく、証據完備せる事實あり。疑ふべくして、無罪を信するに足るべく、證據不充分なる事實あり。若夫、情況と自白との推斷に至りては、虚々實々、更に大に研究に値せるものあるを覺ふ。而して余は法律家として、刑事學の爲めに、疑獄難件を研究する、猶ほ刀圭家として、病理學の爲に、疑疾難病を検案するが如く、而も渠れか世間實在の標本として、法廷に運はれたるを憐むの情に堪へず。

序は序なり、其事を序するなり。乃ち本書の由來を述べ。責任を澤田君に譲るの意を昭にす。畢りに臨み、畏友岡田博士、小河博士、登張學士の叙文を辱くしたるを、深謝す。

明治三十九年九月十二日、秋雨濛々の夕、病床に於て

花井卓藏記

本書の發刊に就て

本書『獄中之告白』は、武林男三郎が獄中自ら手記して、これを辯護士花井卓藏君に送れるものなり。抑も武林男三郎の謀殺被告事件なるものは、實に空前の疑獄にして、而かも趣味ある人生問題なり。犯罪の動機は戀愛にして、犯人は多情多感の文字ある青年なり、被害者と目せらるゝ者は一代の詩宗にして、戀愛の對手は絶世の美人なり。一度は鴛鴦池中のものとなり、最愛の一子まで擧げたる夢溫き夫婦の間に、憫れ嵐の吹き荒み、父子夫婦離散して、父は囹圄の人となり、子は不幸の母の膝に泣く。其事件の趣味あり而かも人生の或ものを密語くの感あるは即ち茲に在り。事件は斯くの如し、而かも此獄を斷ぜし一審の判官は、明法官として令名ある今村恭太郎君にして、これが辯護をなす者は法曹界の傑物

花井卓藏君なり。其の法廷に於ける辯論の花あり實あり血あり涙ある事件と同じく眞に空前の辯論なり。七時間に亘る長辯論中には、法律論あり哲學論あり、人生論あり戀愛論あり、法廷内に於ては容易に聽く能はざる、多方面多趣味の辯論を縦横に揮ひたる花井辯護士の精力は、眞箇快刀亂麻を裁つて、好く萬人をして首肯せしめたり。又今村裁判長の明斷は、刑事裁判に於ける近來の快事にして、而かも被告が獄中に於て作りたる告白書なるものを法廷に公にし、新聞に公にして、天下萬衆の前に獄を斷ずるの例を披きたるは、聽訟斷獄の一大進歩と言はざるべからず。余は電報新聞に筆を執る職務上、本件の公判は親しくこれを聽けり、聽て頗る趣味ある問題と感じたり、否、大なる人生問題と信じたり。茲に於て余は、花井君より彼の獄中之告白なるものを借り來りて讀むに、戀愛の至情、夫婦の愛情、親子の眞情を詳かに語り、更に轉じて涙の背

後に双あり、神となり佛となり又惡魔となるは、我と他との關係によれると叫ぶ邊り、確に一顧の値すべきものあるを信じ、曩に其要點を電報新聞紙上に連載して以て、世の宗教家道德家の説を聞かんことを求めたり。これ一男三郎の問題に非ずして、廣き意味に於ける人生問題なればなり。人あり、罪を犯す、罪を犯す、故に之を罰す。人生は斯くの如くにして萬事解釋し得べきものなる乎。殊に況んや、青年に戀愛あり、戀は盲目なり、青年戀に盲して慘たる境遇に墮つ、墮つるもの固より罪あり、然れども未だ墮ちざるに、これを救ふの道なき乎。男三郎を研究するは、刑事裁判上の資料に供し、兼て又人生を研究するなり、戀愛を研究するなり。余は活ける教訓として茲にこれを諸君に薦むるものなり。

明治二十九年九月

品川東海寺春雨庵に於て

澤田撫松

例言

一 武林男三郎の被告事件は空前の疑獄なり、三個の殺人犯中果して孰れを信とし孰れを偽とすべきや。或は自ら犯したりと自白し、又は犯したることなしと辯じ、人をして五里霧中に彷徨せしめたり。其一審判決に於て彼は、其自白に係る都築富五郎殺害事件の爲めに死刑の宣告を受け、寧齋殺と臂肉斬とは犯罪の證據不充分なりとて無罪の宣告を受けたり。而かも事件は茲に終局を告ぐるに至らず、検事は寧齋殺も臂肉斬も、盡く男三郎の犯せるなりとして控訴し、男三郎も亦、一度認めて自白したる、都築富五郎殺害事件を自己の所爲に非すと控訴し、又直にこれを取下げ、疑獄をして益々疑獄たらしめ、遂に事の真相を知る能はざらしめんとせり。

一 本書『獄中之告白』は、豫審終結決定書に對する男三郎の疏明書にして、獄中より數回花井辯護士へ送りしものを茲に取り纏めたるものなり。文章固より拙悪にして讀むに堪へずと雖も、これを添削せざる所以のものは、事の真相を害するを恐れたるが故にして、唯本文中、官廳に對する彼の不平と、第三者に對する人身攻撃とに屬するものと、又事の風教秩序に關する

ものは嚴に之を省きたり。其何字略すとせる所と文字を抜きたる所とは即ちこれなり。

一 本文自己を呼ぶに『被告』と稱する場合ありしも、讀者の便を圖りて盡くこれを『私』と改めたり、尙ほ傍訓と欄外の頭註と本文の見出とは、讀み易からしめんが爲め故らに編者の加へたるものにして、固より原文にはなき所なり。

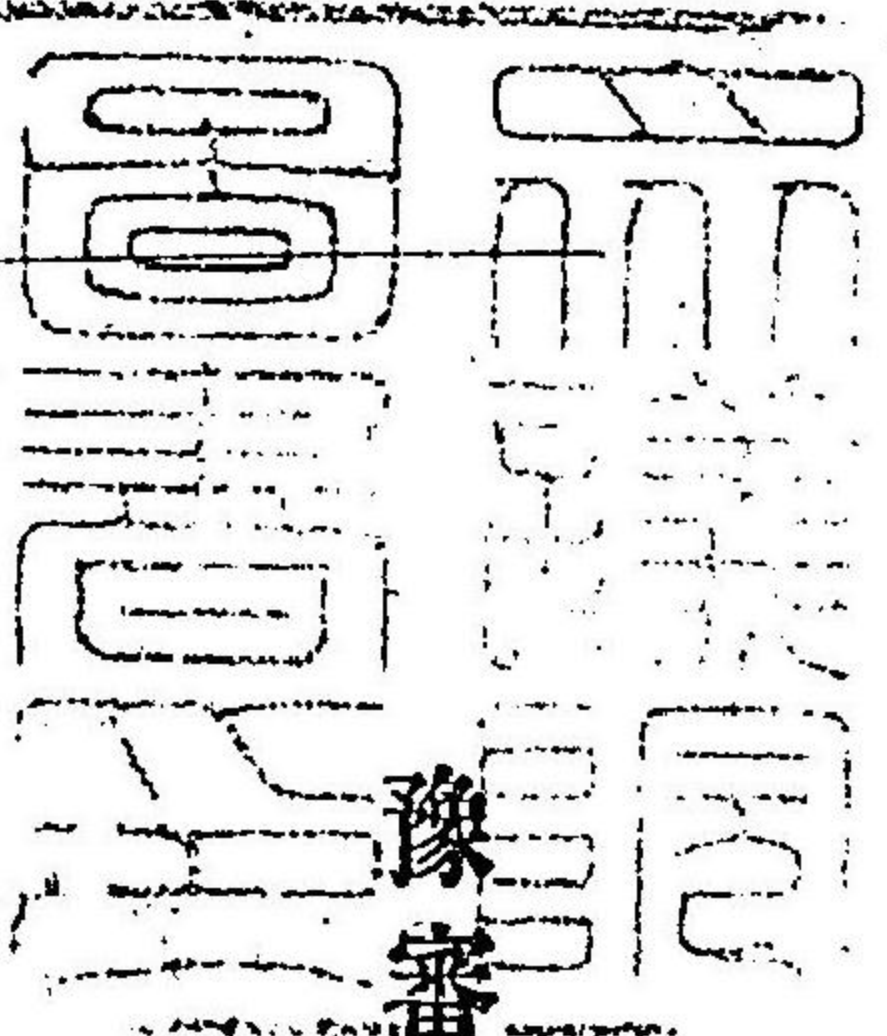
一 本文中の括弧()は編者の註にして「」は男三郎自身の註なり。

一 巻頭の寫眞版中、本文中の一項は男三郎の自筆にして、これに附したる圈點と頭註バイロン云々の文字は花井卓藏君が辯護上の覺書として朱筆せるのを、其儘寫取りたるものなり。

一 本書は花井卓藏君の校閲を経たるものなりと雖も、本書出版の際、君は病床の人となり、校閱自ら精密なるを得ず、從て本書に對して負ふべき責あらば、そは盡く編者の任ずるところなり。

一 豫審終結決定書中圈點を附したるは、獄中の告白中疏明せし個所なり。

一 本文と對照する便を圖り、次に豫審終結決定書の全文を載す。



豫審終結決定書

長崎縣北高來郡諫早町甲二百三番地平民無業

野口男三郎(廿六)

右の者に對する強盜殺人犯官印官文書偽造行使并に各謀殺被告事件に付豫審決定を爲すと左の如し

主文

被告男三郎に對する強盜殺人官印官文書偽造行使并に各謀殺被告事件を東京地方裁判所の重罪公判に付す

被告は該決定に對し其送達ありたる日より三日以内に抗告を爲すとを得

理由

(第一)被告男三郎は大坂市西區新町南通三丁目四十三番地武林祐橋の男にて同市内私立桃山學校に在學中明治廿九年頃同市南區天王寺悲田院町番外七百九番戸又木亨三は同學の干繋より屢ば同宅に出入し漸く同家族の信用を得て遂に同家に寄食するの身となり超て翌三十年に

至りたる處其後亭三の母さくは思ふ處あり亭三と共に被告の出京を勧めたる爲め被告は之を欣諾し同年四月中亭三を伴ひ當時東京市麴町區尾尾伊町に住したるさくの實弟石川千代松方に至り尋て亭三は他に轉じたるも被告は依然として同宅に寄寓し居たり

而して由來奇智に富み殊に婦女と幼者の歡心を買ふに妙を得たる被告は幾程もなくして其信用邸内に止まらず恰も其近隣に住たしる寧齋事野口一太郎の妹を忽ち被告の爲めに動かさる、所となり同年初夏の頃より被告と情を通ずるに至れり然るに右一太郎の監督の下に在り一太郎は年來惡疾の爲め殆ど病床を離るゝ能はざりしも平素森嚴狼りに近づくと得ざりしかば被告等は焦思連日事を設けて出入頻繁を極め益々其情交を温め居たり

先是被告は石川宅を出て居りしも其當時より又木さくに對し同家に累を及ぼすべし辭柄を以て被告が遊學の資を補はんを請ひ毎月密かに若干の送金を受け居たるも其額漸く多くして底止する所なかりしより同家に於ては被告の父兄に語りて斷然其求に應ぜざるとしたる爲め被告は茲に策を案じて野口家に入りたらんには暫にそと起居を共にするを得る便あるのみにあらずるべしと圖り巧に一太郎及其母榮子に説きそと亦陽に其利を唱へ明治三十四年初頃當時一太郎が住居たる麴町區下二番町五十六番地の宅に同居するの望を達したり

被告は右の如く野口宅に入りてより一太郎並に其母に仕へて愈よ厚かりし爲め日を閑するに從ひ家人の眷遇益す加はるに至れり而も一太郎は獨り自ら狎れず容易に被告を信ぜざりしに被告は之を察し得たるのみならず一太郎の病痼たる世に厭ふ惡疾にして其遺傳と感染と共に恐るべきものあるを早く既に熟知したるもそとの干繋愈よ濃かにして右等の事情を以て之を舍つべくもあらず百方苦慮せる處前同年末頃より翌三十五年に亘り一太郎の疾酷だ良からざりし爲め被告は其病毒の治療と豫防とに力を盡して恩を施し且つ自ら益するの法を講ずるの外なしとし専心之に従ひ看護尋常ならざりしかば一太郎も亦之を喜び時に或は詩を賦して謝意を示したるとあり而して被告は豫ねて人肉は一太郎等の惡疾に特效ありとのを聞知したりしは恰かも同三十五年三月上旬頃被告が閱せる書中亦同様の記事ありじより被告は右の俗説を聯想し若し之に依て其治療を助け或は之を未發に防ぐとを得ば必ずしも一太郎兄妹等の幸のみにあらずと信じ茲に近隣の小兒を殺害して其肉片を截去し之を供せんとの念を起し密かに其機を窺ひ居たり

然るに前同年三月二十七日夜被告は同區下二番町五十九番地中島新吾の子たる河合莊亮(十二の其母中島さくと共に同町三十六番地湯屋營業早崎岩次郎(現今難谷仁太郎宅)方にて入浴の歸

途、同午後九時過頃、母に別れて自から砂糖を求めん爲め同區麴町六丁目十五番地砂糖店遠州屋事山下壽嘉造(現今今井田砂糖店)方に赴くを認め之を追跡殺害して其宿望を充たさんと思を凝し其附近を徘徊し同午後十時近頃同町二十五番地安藤庄次郎(現今川北長守宅)宅前の路上に於て砂糖を購ひて歸宅せんとする莊亮に對し急遽其後方より兩脇を衝き同時に同人の顔面を被告の身體に緊付壓迫し鼻口を閉鎖して以て莊亮を窒息死に至らしめ直に之を其對側の路次内同町二十九番地遠藤磐方臺處前に擁し行き同所に於て豫て用意せる洋刀を以て先づ其頭部中央を刺し尋て該死體の左右臀部に涉り横に長さ六寸幅約四寸五分なる不正長方形の截面を有する腎筋肉の大部を剝取し且つ手指を以て左右兩眼球を抉り兩眼險結膜を剝離せしめ以て其死因を糊塗し密かに該肉塊を前記被告宅に持歸り翌二十九日更に之を携へ出て京橋區南金六町四番地三銀事加藤銀次郎方に至り陶製鍋及び坩堝を購入し同區木挽町三丁目十二番地貸舟業小林正紀方に至り艀船を借受け自から艀を探て濱離宮附近の海上に達し炭火を以て前記肉片を煮たる上一種の肉汁を製し之を濾過して塩詰となし殘餘の物體は悉く水中に投棄し還つて赤坂區一ツ木町卅五番地澤崎與右衛門方に至り鶏肉汁一壺を買入れ同夕歸宅の上前記兩種の肉汁を混じ其一部を一太郎に薦め他は之をそゑに飲用せしめたり

《第二》被告は明治三十二年九月中東京外國語學校露語學科に入學したりしも翌三十三年より三十五年に至る各年度試験何れも不合格にして同年九月退校となりたるに拘はらず詐術を用ひ依然同校に在學するもの、如く裝ひ來りたる末明治三十六年七月より同年八月末に至る間月日不詳豫て前同校の卒業證書用紙を印刷したる京橋區本材木町三丁目十五番地明治商會事知野勝直方に至り某學校の卒業證書印刷を依頼せし爲め見本を要する旨を以て同人を欺き前同校本科別科の卒業證書用紙各一葉を借受け歸り東京市内に於て同日月頃右用紙及び他の白紙を用ひて同年七月六日付被告は同校露語學科卒業證書別科規程に依る獨語學科修業證書幅科規程に依る經濟等の修了證書何れも同校々長文學博士高楠順次郎名義のもの都合三通を作成し且つ同様偽造せる前同校々印並に同校々長印を各要所に押捺して以て官文書を偽造し同年九月一日頃之を野口宅に持歸り更に之を大坂の實家に送致し其後明治三十七年十二月同市京橋區采女町二十六番地浦島堅吉宅に於て同人に對し右三通の證書を同三十八年四月頃同市麴町區土手三番町二十八番地手島知徳宅に於て同人に對し右の中露語科卒業並に別科修業の各證書を何れも提示し以て偽造官印及び偽造官文書の行使を爲し右の如く被告が東京外國語學校を卒業したるは虚偽なるを以て自ら進んで其の資格に由り相當の職業に就く能はざるを知れども理由なく

繼續して野口宅に寄食するを得ず而も亦を多と離る、能はざる所あるより同年三四月頃寄留籍を長野縣埴科郡坂城村宮原生吉方に移し同所に於て徴兵検査を受けたる上徴集を免れ國民軍に編入せられ居るにも拘はず一年志願兵たらんとを出願し該兵役に就くべき旨詐言を構ひ同年十一月下旬頃神奈川縣三浦郡三崎町六合三輪車爾方に至り病氣静養と稱し同居を乞ひ爾後同宅に寓したる所車爾は其以前より久しく病床に呻吟し家政凡て同人妻つねの掌中に在るを見て之を欺き易しとし誇張し言と懇切の風とを以て遂につねは勿論同家人をして全く眷族の如く遇するに至らしめ茲に永く足を駐むるの地點を作り頻りにそゑと書面を往復し又時に上京して密會を遂げ徐ろにそゑと結婚するを得るの期を樂み居たり

然り而して翌明治三十七年に至りそゑは妊娠の身となり同年七月に及び漸く蔽ひ難く且つ一太郎が豫て親族と協議の上其妹婿に擬したる某に對し交渉の歩を進め來りし模様あるを覺り被告を促して其處理を乞ひ止むなく身を水中に投ずるの外なしと迫りたる爲め被告は此機を利用し一太郎を始め其親戚をして兩人の結婚を諾せしむるに如かずと案出して同月中旬頃そゑを誘ひ共に前記宮原生吉方に逃奔しながら三輪車爾に對し其所在を通知したるより果して野口家の知る所となり一太郎及び其親戚は更に議して兩人の結婚を許さんと決し一太郎の友人土村

才六をして兩人を迎へ來らしめ同月中、公に結婚式を擧ぐるに至りたり一太郎宅には元來そゑの外に卑屬親なかりしを以て將來そゑをして一太郎の家督を相續せしむ可しとは同家親戚間にも略決定せる事項なりしが一太郎は被告が一年志願兵と稱したるとの虚偽なるを覺知したるのみならず益す同人の行動を疑ひ表面に私通結果なるを以て祖先に對しそゑ等を以て一太郎の相續を爲さしむる能はずとの理由を唱へ先づそゑを分家せしめ分家の有として若干の財産を願ひ之とそゑ名義となし該財産は名義人と雖ども、擅に之を處分するを許さず且つそゑ夫妻は當分一太郎と同居すべき旨の約を結びたる後結婚届出の手續を爲さしめ結婚後直ちに被告に對し通譯官となりて從軍するか或は其他に職業を求むるかの問題を解決せんとを望みたりし爲め被告は不平と憂悶に堪へず以後全く態度を變じて屢は暴慢の舉動を敢てし同年十二月下旬に至り遂に一太郎と爭論の末怒に乘じて斷然離婚を求むと稱して同宅を出會て多少の縁故ある豊多摩郡淀橋町大字角筈一番地伊澤雄司の妻ひさに懇請して一時同宅に身を寄せたり而も被告は他に身を處すべき相當の策なく一時の怒に乘じて野口宅を出でたるの失を悟り罪を悔ひたりと稱し再び同家に戻らんと圖りたるに用意周到なる一太郎は其家出の際他日の證として被告の離婚を求むる旨の書面を受取り置き輕々しく其復歸を諾せず於是被告は已むなく前掲手島知徳夫妻

に哀願し或は一太郎の實弟なる島文次郎同親戚たる前記浦島堅吉等に訴へ何れも其同情を買ひたるも容易に其目的を達せざるのみならず被告が何等職を求めざるは局を圓滿に結ぶに都合悪しき由を傳聞し一面には前記伊澤方に同居中被告並にひさより前記三輪方に再び寄寓し度旨依頼したるも卓爾の拒む所となり又伊澤方に於てはひさが熱心なる同情を寄するに引換へ其夫雄司は頗る被告に快からず被告を寄食せしむるの義務を有せずと主唱し被告の兄武林龍橋に對し切りに被告を引取らんとを要求するより同年四月中被告は一時麴町區下六番町四番地和田磯平方に轉宿し其前後に亘りて或は日米商會と稱する商店に在勤せりと稱し或は陸軍に或は海軍に通譯官となりて從軍したりと稱し密にひさに記して同人と共に被告は東京に在らずして眞に軍務に従ひ居るもの、如く幾多の虚構を表したるも着々之を看破せられ毫も其効なく猶初よりそゑにして被告に對する愛情を冷却するに至ば一切の劃策も何の利する處なきを想ひ屢ば同人と會見又は通信するに如ずとし同年一月中四谷鹽町一丁目三十二田島秀子を説き秀子をしてそゑを誘ひ出せしめ其後麴町區六番町郵便受取所(現今郵便局)主太田彌三郎夫妻に依頼し同宅に於てそゑと會談し或は野口家に出入する女髮結一柳せいに哀請し之を介してそゑと書信の往復を爲したるにそゑは毫も變心の模様なきのみならず其兄島文次郎に報じて上京を乞ひ被告等

の爲めに一太郎に説き其復歸の願を達せんとしつゝある旨の回答を得てそゑの意中を推知したるも依然其成効を見ざるは明に一太郎が獨り頑として被告を排斥するに外ならずと信じ前記結婚前この例に倣ひそゑを唆かして被告と共に逃走せしめんとしたるに一太郎は早くも被告の行動を測知し爾後髮結の出入を禁じ嚴にそゑの外出を許さざるに至たるを以て前掲伊澤方より轉宿するや特に其當時の野口宅たる麴町區下六番町六番地に近き和田方を選び又其所在を秘して陰に野口宅の模様を探り或はそゑと會見の便を計りたる次第なるも其策悉く書併に歸したりしより同月下旬頃和田宅に於て寧ろ巧に一太郎を殺害するは却て被告の目的を達するの捷徑なりと考へ若し之を遂げずして發覺したるときは自殺の外なしと決し直ちに遺書を作り之を他の物件と共に伊澤宅に齎し訪問を缺くと週日に及びたるときは之を披見せられ度旨ひさに傳へ置きたるにひさは被告の舉動を怪み之を開披し遺書を見て大に驚き直に被告を迎へて之を制止し同時に被告の兄龍橋に打電して其上京を促したり

龍橋は右電報に因り同年五月三日上京したる處其事情左の如くなりしかば被告の爲めに手島浦島等に會見して其復歸の盡力を右兩人に懇囑したるに浦島の口吻不可能なるべき旨なりしを以て同月五日頃其頭末を被告に語りたるに被告は其豫測の誤りなきを確むるを得たるのみならず

ず其前後にそゑより受取りたる密書により同人及び其子君子も嚴しく檢束の下に在り痛苦に堪へず將來は勿論現に寢食の甲斐なきを嘆じ居る摸樣を知りたるより更に熟慮の末愈よ一太郎を殺さんとするの意を固うし其方法として毒物を使用するを尤も便宜なりと史料し豫て麴町區三番町藥店細谷厚三郎方に於て購入したる硝酸「ストリキニーチ」を「サツク」入とし之れをそゑに交付しそゑをして一太郎に服せしめんとしたるも是亦意の如くならざりしより斷然自ら宅内に忍入り之を絞殺するに如かずとし同五月十一日恰かも一太郎が上京中の島文次郎と快談の上夕食を共にし文次郎去て後同午後十一時頃一同と共に熟眠したるを覗ひ翌十二日午前一時過頃不慮の事に備へん爲め短刀并に前記の「サツク」入の「ストリキニーチ」を携帶して下六番町六番地の一太郎宅に侵入し同宅八疊室なる一太郎の寢所に至り前同刻同所に於て一太郎が病氣の爲め手足を以て抵抗する能はざる上觸覺の神經麻痺し居るに乘じ手を以て其寢衣の襟を掴み脚を以て其胸部を壓迫し力を極めて頭部を緊扼し以て同人を窒息死に至らしめ其目的を遂げたる上他殺の跡を遺さざらんが爲め門戸の銷鑰等總て元の如くならしめて密かに同宅を出てたり

(第三)一 太郎死去の報傳へられてより同月十二日手島知徳は之を被告に電報を以て通知したるに被告は喫驚の極を爲して直に手島宅に至り親しく靈柩を禮拜し且つ送葬の當日會葬を許さ

れ度旨同人を経て野口方に申込み其容れられざるや手島夫妻に對し夜隱故人の靈柩近き處に夜伽を爲したりと告げ或は其友人をして自己に代つて會葬せしむべく自分は鎌倉圓覺寺に赴きて一太郎の冥福を祈る手筈なりと通じ以て近く手島夫妻の同情を惹き同月十五日知徳をして豫て被告の依頼に基き一太郎の遺族等に對し一太郎の死後に講ずべき第一義として被告男三郎復歸の件を決せんことを申入るゝに至らしめたり野口方にては果して被告が豫期の如く此際被告を復歸せしめんとの説なきに非りしかば知徳は直に其旨を被告に通知し置きたる處其後親族多數の意見は斷然離婚せしむるに如かずと云ふに在りたるより同月廿二日嶋文次郎は更に當時大坂に居りたる親戚高橋元吉郎に面して其處決に關し細議を遂げん爲め同地に赴くととなり同日知徳に會見して略ぼ其意を洩したりしかば翌二十三日頃知徳は被告の來宅を機とし同人に對し其後の評議必らずしも望多からざる旨を語りたり初めより被告が通譯官となりて從軍し多少の時日を隔て一太郎等の感情融和したるを待たば復歸の交渉極めて好都合なるべしとは既記の如く仲介者の意見にして又實に然るべき理由ありしも被告は通譯官たる能力を有せず之を裝ふて東京の地を去らんには相當の旅費を要すると論なきも被告は殆んど之を得るの途なきに窮し遂に策を設けて其資金を得んと欲し同年四月中當時芝區愛宕町二丁目四番地に住したる坪内卓次郎

なるもの恰も被告の知己たる同區琴平町六番地濱田れいに依て切りに職業を求めつゝある由を
 聴き之に對し清國學校教師に周旋するを以て其希望あらば旅費として二百圓乃至三百圓を要す
 可しと告げたるに卓次郎は該金を準備する能はずと答へたる所然らば自分の知人に乞ふて貴下
 の爲に其金額を借用し遣はすべければ自分と共に同伴せよと眞に懇切義侠なるものゝ如く卓次
 郎を欺き同月中旬同人を伴ひ前顯三輪卓爾方に赴き卓爾に對し陸軍の將校にして戦地より金塊
 を携へ歸りたるもの今回極めて秘密に廉價にて之を受渡し度希望する趣きに付之を買入れたら
 んには必ず利益あるべしと稱し同伴したる卓次郎を以て該軍人の親官なりと紹介し卓次郎を歸
 京せしめたる上更に卓爾等に向ひ同人又其妻に於て豫め數百圓を懐にし被告と同伴上京して親
 しく金塊を見たる上賣買の約を締結せられては如何と説きたるも同夫妻は各一人にて上京する
 を請せざりし爲め被告は賣主より急に見合すべし旨申來れりと稱し其後の談話を止め尙同月中
 東京市中に於て右卓爾と同町なる久野六松及び府下豊多摩郡淀橋町角等一番地躬行社員古井仁
 策等に對し各前同様の旨趣を以て數百圓の金圓を提供すべきとを勧誘し以て爲す處あらんとし
 たるとありしが前記五月二十三日頃手島知徳より現在の儘に於て殆んど復歸の望なきことを知悉
 するに及び益す金圓の必要を感じ更に前同様の手段を以て豫て面識ある麴町區麴町四丁目八番

地小西藥店事都築富五郎を欺き同人を殺害して金圓を奪取せんと謀り同月二十四日同人が耳聾
 に近きを幸ひ筆談を以つて巧に勧誘したるより同人は僅に三百餘圓の金子を準備する時は巨利
 を博するの見込ありと信じ同日午後三時頃麴町區麴町五丁目所在麴町銀行に至り自己の預金三
 百五十圓を引出し同午後六時頃該金を折籠に納め之を携帶し被告と共に麴町三丁目より電車
 に打乗り青山線を経由して被告が指示する目的地向はん爲め府下豊多摩郡代々幡村大字代々
 木九十五番地の山林徳大寺邸裏の徑路を通行したる際同夜九時頃同路上に於て被告は突然其双
 手を以て富五郎の頸部を締め同人を引倒し更に荒繩を以て之を絞首し即時同人を窒息死に至ら
 しめ右金三百五十圓并に雜品入れの折籠を富五郎の手より強奪し豫て富五郎の兄妹に精神病者
 あるを熟知するより人をして富五郎が精神錯亂して自殺したるものと認めしめんが爲該路傍の
 栗木の枝下地上に荒繩を頸部に纏付したる儘富五郎の死體を横へ縊首の際繩の切斷したる體に
 装ひ同所を逃走したるものなり

以上の事實は其證據十分にして右被告は第一河合莊亮を殺したる處爲及第二の中野口一太郎
 を殺害したる處爲は何れも刑法第二百九十二條第二の中官印官文書偽造行使の處爲は共に前
 同法百九十五條二百三條及二百六條に第三の中都築富五郎を殺害して金圓を奪取したる所爲は

同法三百八十條後段に該當する重罪犯なりと思料するを以て刑事訴訟法百六十八條に遵ひ主文の如く決定したる所以なり

明治三十八年十二月十一日

東京地方裁判所豫審判事 石井豊太郎

右正本也

東京地方裁判所書記 荒川滿政

目次

(一)	疏明いたしませう……………	一頁
	△新聞は眞を傳へず△昨日善事とせし事も今日惡事とせらる	
	△惡念に堪えず△自白は小説なり	
(二)	婦女と幼者の歡心……………	三
	△戀愛は互に自己を與ふるに在り△會惠と我△交際せし四婦人	
	△何を苦んで敢てせん	
(三)	嗚呼社會は……………	六
	△一人の同情者なし△水鏡を執つて顔を浮ぶれば	
	△天地余を捨てしか	
(四)	又木家に累を及ぼすべき……………	七
	△學資を給せらる△遠慮なく申送れ△樺太行	
	△策を案じ野口家に入りたらんには	
	△三十四年二月△窮したる爲ならず	
(五)	一太郎及母榮に説き……………	八
	△歡は必ず頼つ△引越してくれ△同居は不和の基△會惠の注意	
(六)	一太郎は獨り自ら狎れず……………	九
(七)	一太郎は獨り自ら狎れず……………	一〇

目次

(八) 其遺傳と感染
 △狎ると狎れざるは性格
 △夢にも知らず△三晝夜の考慮△犠牲は男子の道
 △女心の取越苦勞△記憶力の減退
 二

(九) 恩を施し
 △野口家の不幸は會惠の不幸△病苦然らしむるより來るか
 △會惠を生かし我死なん△會惠を思ふの外他事なし
 二

(一〇) 河合莊亮謀殺事件
 △歌代佐平太△三丁の道を三十分△後方に在り前方に在り
 △兩臂部△山育ちの愚夫△鍋中の魚△犯罪は一人なれ
 一五

(一一) 免狀偽造事件
 △家父への土産△試験と腦病△皮膚病學△其様な馬鹿な事
 △一に不徳の致す所△地下に相會すべし
 一九

(一二) 三輪家の事
 △肺病ならん△三崎の三輪家△三輪ツネ子
 二三

(一三) 妹婿
 △哀れなる會惠△表面と裏面△
 二三

(一四) 此機を利用し一太郎を
 △取り付く島なし△駆落は我が任務△母と姉を動かす
 二四

(一五) 結婚届
 △實父の涙△私にお怒りなさい△言ふに忍びず
 △一家の喜べる縁△同居難△悲憤の涙△一劃の地は争ひ難し
 △極刑も甘受せん
 二七

(一六) 不平と憂悶
 △兄に背かんか妻を棄てんか△横濱の商店員△離婚請求書
 △謝罪の途なし△兄の感情は一門の意見△當時の苦悶
 三〇

(一七) 會惠及君子の身が案じられ
 △楠公袂別の歌△悲哀の體現△母子の安全
 三三

(一八) 伊澤方に於て
 △伊澤の奥様△實家の冷淡△遠く離るゝに忍びず
 三五

(一九) 愛情
 △愛は疑を容れず△離合は問ふ所にあらず△女子の一徹
 三七

(二〇) 其策悉く畫餅
 △所持金十八圓△死して其情を和げん△沐浴齋戒
 △憎まば生かすに如かず△一日の刑も受けじ
 三八

(二一) 藥店より終末に至る事項
 △義兄は臂力あり△友人を救ふは自らを救ふの道
 △能才に資を給せん△金塊の友人△帝國大學生
 四一

(二二) 都築富五郎殺害事件
 四四

(二二) 再び河合莊亮事件に就て……………四五
 △我罪其中に在り△千歳の恨事
 △二重マント△墓前の花

(二四) 五月二日……………四六
 △断じて承諾せず△忠告の真意悉く解せられず△瑞西の列強間に
 介在するが如し△幸福とは苦痛を受けざるに在り

(二五) 曾恵の幸福を冀ふ……………五〇
 △十年前の排女性主義△持説封緘と共に破らる△我と我戀を疑ふ
 △不幸の種子は蒔きつゝありし△妻の異性なるを悲しむ

(二六) 親しみて狎れず……………五四
 △人心は氣候の如し△我性は情に厚し△家父にも増して敬愛す
 △悲境の生みし心か△素行の疑△下婢の出入

(二七) 熟慮の末……………五八
 △大久保公園の毒藥△家産を倒盡せん△眞理は審理

(二八) 歌代なる者……………六〇
 △名家の子△名士の差入△我家の事を熟知す△毒殺と絞殺
 △ストリキニーチの奏効時間△監獄は父母の家

(二九) 噫彼の夜……………六三
 △兄上死去の電報△毒藥にては間に合はず△「どうてもよい」
 △洋燈△戸締り△同室三人△抵抗すべし△面白き訊問

(三〇) 靈柩を拜するを得ず……………六七
 △不得要領の口述
 △喫驚に繼ぐに涙△人の性は善なり△此際復歸せよ
 △我子を一目見たし△病を犯し庭より夜伽す△夜中の墓參
 △圓覺寺に冥福を祈る△交渉は不調ならず

(三一) 通譯官……………七一
 △短慮を危みて實印を預く

(三二) 都築富五郎氏……………七二

(三三) 番町宅へ忍入……………七三
 △如何に門を越すべき△内部の様子覗つたらふ△三十分間の寒風
 △床を踏み越ゆ△煌々たる灯△一間以内三人

(三四) ストリキニーチと短刀……………七六
 △ストリキニーチと短刀△番町の家忍入りし徑路
 △試みに室内の光景を描き見よ△何を然る思を爲さん

(三五) 和田儀平の陳述……………七九
 △藥屋殺の當夜△手拭が證據△和田氏の宅△寧齋殺の當日

(三六) 十二月二十六日前後の光景……………八一
 △野口家を去りし前後△野口家の懇親△兄上の態度△君子の出産

(三七) 不品行は敢て爲さず……………八三

△三輪家の事件△連日の外出△武林さんはかわいさうです
△愛ありて愛し得ざるは不幸なり

(三八) 孤介筑々……………八六
△夫にして夫にあらず親にして親にあらず△山王臺古杉深き所

(三九) 愚痴の數項……………八九
△會惠の愚痴△噫天命乎

(四〇) 今日ある原因……………九〇
△實力の伴はざる希望△冷熱

(四一) 少年時代……………九一
△學業優等△十六才の士官候補生△又木氏の監督者
△石川氏へ寄留

(四二) 野口家に提灯を預く……………九三
△初めて會惠と知る△通信の困難△柔術の稽古△公卿出身の華族

(四三) 知人を欺く……………九五
△手島氏を欺く△伊澤夫人を欺けり△浦島氏をも欺けり
△兄上を欺く△實兄龍橋を欺く△同東次郎を欺く

(四四) 恩を受けし婦人に對する所感……………九九
△淫逸にあらず△三輪夫人△田島孝子氏

(四五) 私の缺點及悪行爲……………一〇〇
△心も空と成る△卒業證書の偽造△語學校に就て

△情勢に征伏せらるる△病苦と戦ひつゝ微笑す△多聞院に隠る
△サガレン島に渡らんとす△或目的ありて圖書館に通ふ
△卒業證書△三輪家に宿す△敵は己が舌と己が薄志弱行

(四六) 宮原氏方に寄留す……………一〇六
△輕井澤より信濃に赴きし理由

(四七) 警視廳に於ける聞取書に就て……………一〇七
△家庭の慰安は家族あればなり△都築氏の件△義兄の件

(四八) 歌代佐平太を識りし顛末……………一一三
△山川健次郎氏△徳富健次郎氏△稻垣富久氏△女將と女中
△父は陸軍中將△私は國法以外の大罪人△公衆に環視せらる

(四九) 再び歌代に就て……………一一八
△身に戒具なし△證言に對する憤慨△送籍に就て
△歌代氏の進退に就て

獄中之告白

豫審終結決定疏明書

花井卓藏 閱
澤田撫松 編

(一) 疏明いたしませう

△新聞は眞を傳へず△昨日善事とせし事も今日は悪事とせらる△懸念に堪えず△自白は小説なり

明治三十八年十二月十三日豫審決定に接し、私は頗る喫驚せり。其喫驚たるや重罪公判に付せられし故ては勿論なく、實に其誤謬の多きに喫驚したのであります。誤謬尙可なり(編者曰く以下十字を略)事件の根元を誤認せられつゝある事は私の斷言に憚らないのであります。豫審中新聞紙が事件に關する記事を連載し、然して後、事件に付私の知友等を審問せられしも、それによつて私の眞の品性及素行を審知し得べきものに非ず。(編者曰く以下六十七字を略す)

新聞は眞を傳へず

獄中の告白
て説明いたしやう。

(二) 婦女と幼者の歡心

△戀愛は互に自己を與ふるにあり△會惠と我△交際せし
婦人四△何を苦んで敢てせん

決定書中「殊に婦女と幼者の歡心云々」に付て 人の多くは、對者を己が專有物たらん事を望むのであります、然して最も著しきものは人生の愛であらうと存じます、即ち愛の性質は自家を對者に與ふに在ります、己れを與ふる事は愛の内有法則で、單に外物を與へたるのみにては満足せないのであります、外物は或は其厚志の發表として、若しくは其隨伴物として用ひられまじやう、然れど愛の本色は、自己を飽く迄も他に與ふるに在ると思ひます、愛は單に其所有物を與ふるのみならず、又其具有物「己」を與ふるまでは未だ全たしとせない、自己を願與する事は愛の第一必要であると存します、即ち眞正の愛は、皆幾分か必ず己れを授受する事必ずあります、人々が友として相親むに於けるも、唯に己が財物を與ふるのみならず、また自家を與へます、即ち幾分か性命を共にするものです、而して夫妻の愛は、自己を相與ふるに始ま

戀愛は互に自己を與ふるにあり

會惠と我

交際せる四
婦人

り、自己を相與ふるの契約に基るし、唯々相互に自己を相願與するに由てこそ繼續するのであると私は確信して居ります。由之觀之妻女會惠は私を自己の專有物なる事を望むと同時に、私も妻が專有物たらん事を望むのであります、即ち私は妻の操を要求すると共に、妻に對する操を守る事は當然の義務即ち夫妻相互願與の法則と私は確信して居ります。其法則を守らず従はずして、夫妻相和するを欲するも得べからざる事であり、即ち私は妻に對する義務として、此法則を破つた事は決してありません。然るに決定書に、婦女と幼者云々の項あり、私は頗る怪訝に堪えないのであります。私既往十年來交際せし婦人は、妻の師なる田島氏、三輪夫人、手島夫人、伊澤夫人の四人である。然して此等の方々は、各々相當の地位名譽を有し、賢徳の稱あり、人の儀表となる方々である、のみならず皆四十才以上の方々であり、殊に皆私が妻に對する同情、即ち其不幸を思ふ深意を知承し、私と妻の不幸を救護せんと奔走し下されし方々である。條理より考ふるも、此等の人々と私との交際の神聖なる事が證明し、推測し得らるるのであります。若しも此等の方と、私の仲に何か秘事あらば、婦人の性質として、私夫妻の全たかれかしと奔走なさる筈なし、我々夫妻を救助し下さる筈がないのであります。然して歡心云々の意義を解釋すれば、即ち婦女に媚を呈するのである、即ち媚を呈する事は、

獄中の告白

五

何を苦みて
致てせん

一人の同情
者なし

水鏡を執つ
れば天地余
を捨てしか

夫が妻に對する法則を犯したものです、即ち妻に對する操を破るのです。即ち夫妻の不和たる事を企つと同意義です。私は今日迄何の爲に苦しみ、何の爲めに煩ひ、誰の爲めに愛ひ、誰の爲に悶をつゝあつたのです、何を苦しみ自己本來の精神に反せし行爲を致ていたしませう。

(三) 嗚呼社會は

△一人の同情者なし△水鏡を執つて顔を浮ぶれば△天地余を捨てしか

(編者曰く六十) あゝ社會は奈何にして私に斯く慘苛無情なるや、貧賤は私の衷情を解せず、増々酷に益々逆解し、而して社會は一人の同情者なく、炎暑と戰ひ、今又烈寒と闘ふ、水鏡を執て自己の顔貌を浮ぶれば、肉落ち骨時え、色蒼して生色なく、自然の温光さへ身に及ぼす。然れど男子或觀念に向て意を決せざれば已む、已に決す、豈徒に之等の障害に依て意を碎かんとや。然れど私は今日迄何の爲に勉め、誰の爲に勵み、何の爲に耐え、誰の爲に忍びしか、○は猶憚らず、(所謂大問)我を責む。あゝ如何なれば斯く枉れる世ぞ、あゝ余は今より何の樂あり、何の甲斐ありて世に永へむ。將に來る公判廷に争ふも、何の爲ぞ、誰の爲ぞ。あゝ天余

を捨てしか、地余を省ざるか。

(四) 又木家に累を及ぼすべき

△學資を給せらる△遠慮なく申送れ△權太行

「其當時より又木さくに對し、同家に累を及すべき辭柄」云々 私は又木様に對し、辭柄を以て累を及ぼせしに非ず、私の上京に際し、私の實父は諾せざりしが、又木某が私に上京を勧め、私上京後は、私に若干の學費を給せんと誓せり。然して私は其當時上京を願る希望しつゝ、ありし際故、實父の許しをも受けず、即ち實父へ送金を斷じて願はじと廣言し上京、其後又木某は約束の送金もせず只繁く手紙を「石川宅へ」私に送附するのみなりし故、私は非常に困難しつゝあるを、石川の老母即ち又木さく氏の實母が、其事情を推知せられ、同老母より私に教ゆる所あり、且同老母より右さく様へ注意せられし結果、少額の補助を受くる事となり、而して又木家の家事に付在阪中に、或權限迄委託せられし事あり、其報酬として若し金銭の入用の際は、遠慮なく申送れとのさく様の御厚情ありましたから、三十六年頃、露領權太へ渡行を企てし際、金子の借用を申込たのでありますが、又木家の財産傾きし爲め

學費を給せ
らる

遠慮なく申
送れ

樺太行

應ずる事を得ずと、又木様が話されたのでありますが、私は前言を確信して居たから、樺太へ渡行する事を豫め他の人と相談を定めたのでありますから、其事情を談じつゝあつたのです。其所へ又木の兄、即ち惟安と申す方が来られ、終に借用する事が出来なかつたのであります。決して其額云々の如きは絶対にないのであります。然して又木より小額の補助を受けたのは、三十三年八月の頃であります。此頃に付ては猶ほ悉しき事柄ありますが、必要でありますとい考へますから、此で擱筆いたします。而して此件に付き始めよりの事情に就ては、石川老母に直接尋ねて下さいませすれば明瞭いたします。

(五) 策を案じ野口家に入りたらんには

△三十四年二月△窮したる爲ならず

「而して爰に策を按じ野口家に入りたらんには云々」は、非常の誤謬であります。即ち野口家へ入りしは、三十四年二月であります。而して私が樺太へ渡行の爲め歸阪、又木へ右旅費の拜借を頼むだのは三十五年九月であります、即ち野口へ同居した後の事であります。決して又木より借用を謝絶せられし爲め、野口へ入りし次第でありませぬ。

窮したる爲めならず

(六) 一太郎及母榮に説き

△歎は必ず頻つ△引越してくれ

△同居は不和の原△會惠の注意

又一太郎及母榮に説き云々 兄上及母上に願ひました。然し初は決して私より同居を願つたのでありません。同居せざる前は、日曜日水曜日毎に必ず兄上の所用を辨ずる爲行たのであります。若し一回でも欠けたならば必ず兄上より使又ははがきて招かれたのであります。又珍らしき物あらば母上兄上は必ず私の寓居へ特に使を以て下された程で、私は遠く古郷を離れし身に、實に辱く感謝し、私も會惠の母兄、即ち公然ならずとも己が妻の母なり、又兄でありますから、真心を以て盡しました。即ち母上私に、一太郎は身軀が弱く、他は皆女であるから、萬一の事があると實に心配であるから、宅へ貴下は引越したら如何です。又兄上も私に言はれし言葉も大同小異でありましたが、私は同居する事を非常に考へたのであります。人類に限らず總ての動物は、朝夕居を同じくすれば、相互に其情傳はり、頗る喜しきと同時に、又相互に其對者の欠點を見知し、時に不快を感ずる者であります。其感が一度二度と

歎は必ず頻つ

引越してくれ

同居は不和の原

會惠の注意

慕らば、終に不和の元をなすのであるから、疎に過ぎず、又繁に過ぎず、三日間に一回程訪ひ相當の所用を辨しるから此の如き厚志を受けるのである、然るに今母兄の御厚意に従ひ同居する事の、果して我々二人の爲に策の得たるものであるか、殆ど一週間考へたのであります、が、會惠よりの注意もあり、又母上より重ねて詰されましたから、私も意を決し、欣で同居した次第であります。

(七) 一太郎は獨り自ら狎れず

△狎ると狎れざるは性格

而も一太郎は獨り自ら狎れず云々 親みて狎れずと言ふ所謂熟字は、其人各個の性質に依て見解を異にする程度問題である、度量の廣き海の如き氣質の人、又滑脱なる人は、一見舊知の如き態度を採るに反し、度量の狭き妬疑心に言ひ者は、其人と交談の際は頗る親く城壁なき如きも、其人去れば、即ち彼輩は嫌な奴である云々の如き者である。而して此項にある如く兄が私を信ぜないならば、先に何故同居を勧めましや、願る前後不條理の書振である。(以下八十) (五字略)

狎ると狎れざるは性格

(八) 其遺傳と感染

△夢にも知らず△三晝夜の考慮△犠牲は男子の道

△女心の取越苦勞△記憶力の減退

其遺傳と感染云々 初め會惠と未來の約束せし際、其病の天刑病なる事を私に告げず私も天刑病である事を夢にも知らなかつたのであります、日を送り月を閲するに従ひ、兄上の疾病は何であるかと心に懸けて居たのであります、其後會惠は只妻麻質斯とのみ私に答へて居たのであります、種々の事より終に兄上の病の恐るべきである事を確かめました。其時の私の胸中の煩悶、貴下よ何卒御推察下さい、三日間程事に托して學校にも通はず、晝も夜も未來を考へ續けたのであります。私の胸中の煩悶の募ると同時に、又會惠の身の奈何に不幸なる者であると、私は一層同情の念が胸中に充ちたのであります。熟考又熟考、終に大決心をしたのであります。即ち武士が其主君の馬前に斃るゝは、其主君の恩顧に報ゆるに外ならず、己を知る者の爲め自己の幸福を捨て、名譽を捨つるも、其不幸なる者、況や未來を約せし會惠の、此の如き不幸なる身の上を知り昔日の情を冷却するは、情を知る男子の採らざる所

夢にも知らず

三晝夜の考慮

機嫌は男子
の道

苦心の取越

退屈力の減

獄中の告白

一一

己の力の有らん限りを盡して、慰めいたはり、益々感み益々恤むこそ、男子としての私當然の義務であると決心したのであります。私將來の大不幸なる事は、其當時に豫期して居りました。夫妻あらば必ず子孫あり、若し會惠が私に依て生みし兒女は、母の血統を遺傳し、生長後兄上の如き疾の發せざるにもせよ、其嫁婿等を求むるは頗る難事なるを考へたのであります。然し一端決心せし上は、萬難を排し、妻子將來の爲め、勉めざるべからざると心に固く誓ひました。私がそのやまひを知りし後は、其感染に注意し、會惠にも其恐るべきを且つ語り且つ慰めました。私其病を知りましてより、會惠は私の心の變ぜざるやを案じ頗る模様がありましたから、私は百方手段を盡し會惠を慰め、決して捨つるが如き事は神に誓ひ爲さじと云たので、會惠も安心の態で、私も喜ばしく思つたのであります。而して私は此悲しむべき事を、誰に話すべきにあらず、己が胸に藏め、日々煩悩終に腦病を發し、其他の原因もありましたが、頓に氣體力減退したのであります。

(九) 恩を施し

△野口家の不幸は會惠の不幸△病苦然らしむるよ

り来るか△會惠を生かし我死せん△會惠を思ふの外他事なし

野口家の不幸は會惠の不幸

恩を施し云々 これは非常に私の心情を曲解されし字句であります。私當時の考へは、實に左の如きでありました。即ち會惠とまた公然の夫妻でない、然し妻の兄又妻の家である。即ち野口家の幸福は即ち會惠の幸福、引て私も悦しく感じ、兄様の御病氣は實に野口家の不幸である。野口家の幸福、即ち慰むべき會惠の幸福を圖る爲には、兄上の御病氣の一日も早く全治迄に至らずとも、成るべく早く其病害を防ぐが第一の手段である。然して兄上よりは日々慈みを受けつゝ居る。私は其恩に報ゆる爲め、又弟たる當然の義務として、看護に勉めたのであります。然るに決定書に、當時より私が將來を圖りしもの、如く、私は始めて此段を讀みし時、覺えず知らず悲憤の涙が……

病が兄を彼の如くなさしめたのでありませう、然し兄上は實に六か敷方でありました。會惠と二人看護に勉めし時、會惠も涙を下さない時は稀でありました。一例を挙げれば、私が兄様の體温が三十九度ありますからさぞ御苦しう御座いますしやう、此の薬で一時間の後は熱も降るてしやう。兄曰く、何、病人に熱があれば苦しい事は當然である、其苦しい病人に苦しいてしや

病苦然らしむるより来る

獄中の告白

一一

會惠を生か
し我死せな
し
會惠を思ふ
の外他事な

うと問ふ馬鹿者があるものか。而して他日、兄様熱は今日も可なりありますが、此しさの熱はす
ぐ降りますから、御苦しみも暫時です、梨子でも召し食りますか。兄曰く、馬鹿言へ、熱て苦
んで居るに慰めもせず、此しさの熱とは何の事だ、己の病は空病である、空苦しみてであると考
へるのか。(編者曰く、寧ろ氏を認するの言なりと信ずれど)實に私も困たのであります。而して兄の局部を
洗ひ、其手を消毒して洗ふ事を認めらるれば、非常の小言を頂戴するのであります。實に危
険でありました。私は密に消毒水を求め、陰に消毒し又會惠にも消毒させるのであります。實に
奈何に夫妻の仲とは云へ、妻に疾病に就て繁々注意する事の何となく氣の毒に感じ、私は實に
苦惱したのであります。而して毎日局所より流出する血液の混りし膿は、一回約五夕程、而
して臭氣甚だしく、其の繃帯の始末を下婢に命ずれば、下婢兩三日にして暇を乞ふ有様であり
ますから、兄上の下の物の始末も、會惠と私と兩人で萬事處理したのであります。私の
考へますに、私は男子であり、皮膚も強く、且其血統でないのでありますから、會惠は女子で
皮膚も弱く、且其血統である、私より早く早く感染の虞ありますので、會惠を成るべく安全なる方
面に用ひ、私は進んで危険の局に當つたのであります。決定書に曰ふ如く恩を施し云々の如
き精神にては、決して其の當時の事柄に當り得るものでありません、即ち私の脳中では

只々慰むべき會惠、可憐なる會惠と只管其念に勵まされ勉めたのであります。猶恩を施し云々
の精神なかりし事を證明する證據は、後段結婚當時の私が兄上及野口家に對する態度が何よ
りであります。

(一〇) 河合莊亮謀殺事件

△歌代佐平太△三丁の道を三十分△後方に在り前方に在り
△兩臂部片臂部△山育ちの愚夫△鍋中の魚△犯罪は一人なれ

全部私の知らざる事件であります、然し警視廳に於ては私は同應留置所に於て同房せし、歌
代佐平太と偽名し、實名大築尙一と自稱せし者より萬事を教り、其文句を寸毫も違えず同警部
の面前に於て嘘偽の陳述をしましたが、決して私自ら出でし陳述でなく、歌代の意見を用ひ
一時犯者たらん事を装ひしに外ならず。其陳述は歌代より出でたる作り事を、私が其儘口傳し
に過す。従て當事件に關する一切は、私の知り得べきに非ず。豫審決定書を閱し、道理上辯
に私が陳述せし事項中、私が其犯者ならざる事を證明する事が出来ず。

入浴の歸途同午後九時過ぎ云々 九時過ぎに下二番町三十六番地の湯屋を出て、麴町六丁目

三丁の道を
三十分

歌代佐平太

十五番地の砂糖店へ使し、同下二番町二十五番地安藤某の宅前に來りし時、十時近く云々とありますが、下二番町の湯屋より廻町六丁目用達し、下二番町二十五番地に到る路程は、約三丁餘に過ぎません。奈何に小供とは云へ、三丁餘の路を歩むに三十分も四十分も費す筈なし。十一歳とあらば、極少年である、其少年の獨り深夜に路ぐさを取り、又は徐歩する筈なし、必ず急ぎしに相違なし。然らば此點に於て少しく疑ふ所と存じます。

其後方より兩脇を衝き云々 後方より兩脇を衝き、同時に同人の顔面を私の身体に緊付壓迫の出來る筈なし。如何となれば、後方より兩脇を衝かば、即ち被害者の顔面は私の身体の反對の側にある筈です。決定書の如くなすには一旦被害者を私の手より離さるべからず、而して十時頃ならば、下二番町二十五番地附近は淋しき所にあらず、即ち被害者の發聲を附近の人々が聞き付くる筈と存じます。

警部云々 私 は歌代に聞きしに、左右兩警部なりしとの事、而して警視廳に於て陳述の際、左右兩警部にあらずして、片警部なりし如き口吻故、片警部の筈にて述べ。又左右兩眼云々。又談に依れば、眼下に少しく擦過傷云々と云へり。然るに抉り云々とあり。私は實に奇異の感があります。三銀云々 三銀陶器店にて曾て物品を購求せし事なし、私及歌代と相談の際、下

後方に在り
前方に在り

兩警部、片
警部

二番町より築地に赴く通路に鋼等を商ふ店あるを知らず、少しく廻り路なれど三銀にて購求せしと云ふも、係官はあまり疑はしと思ひ、三銀にて云々と述べたる次第にして、三銀は陶器店にて名著き故鍋や甘爐は必ずあらんと私等は考へしなり。

貸船業云々、船を貸りし事會てなし、然れど當貸船業者の宅は私會て鯉魚を釣る爲テグスウキ、シツ、エサ等を當店にて購求せし事あり其爲其所在地等ぼ知りしなり。

自ら船を操り云々、私は明治三十六年十二月病氣保養の爲三浦郡三崎町三輪方に赴き、始めて船を操る伎を習得せし者にして、三十五年初春の頃自ら船を操り得る者に非らず、而して三崎灣の如き浪靜に海廣き所に於てさへ、舟は自由に目的地に進まず、颯べそより颯は常に脱し、颯べそに注意すれば舟は不正の圓を描きて少しも目的地に進まず、舟の方向に注意すれば颯は颯べそより脱するなり。廣き浪靜なる海に於てさへ斯の如き有様である。況や築地川の如き狭く淺く而も舟多き彼川を漕ぐ事の得ざる山育ちの愚夫にても了解し安き事實であります。從て肉汁を作りし事なく、從て物件を海中に投棄せし事なく、又赤坂の鶏肉店にて肉汁を購ひし事なく、會惠に飲用せしめたる事もなし。右の如く全部嘘偽なり。然らば何故斯くの如き嘘偽を以て判事及警部刑事巡查を欺さしか私には奈何に愚昧と云へ、此の如き嘘偽を以て答へを

山育ちの愚
夫にても知
る

決してせざりし也。然れど(編者曰此間六)又警視廳に於て述べし事を、豫審廷に於て少しにても私の利益に變更すれば(警視廳に於て述べし事が眞實にして、豫審廷に於て述べし事は前に増したる(三)略)苦痛を受けざるを得ず、其故に、私は豫審廷に於て、眞實の事をも述べざるを得ず(編者曰く三十)豫審廷に於ても歌代と共に作りし恰も小説的の如き陳述を繰り返さざるの不得止悲しき場合に沈吟して居たので存ります。

鍋中の魚

東京監獄より一日か二日、七週間程警視廳へ留置さるゝ場合には、其不法たる事と訴ふ事が出来ませんが、一ヶ月近く同所に留置され而して同應で調べを受け、而して豫審廷へ同應より押返され、而して又同應へ歸るのであります。而して豫審廷に於て述べし事(眞實の事にして、豫審廷に於て述べしより)は速時警視廳官吏の知る所となり、其際の被告の悲境恰も鍋中の魚同然てありました。

犯罪は一人

然して歌代の私に忠告するに、犯罪人を装ふには、總ての行爲を己獨りの外他に知る者なき様陳述せざれば、其犯罪者てなき事を觀破せらるゝ、即ち某家に於てとか又は某と共にと云はゞ、其者は證人として審問を受け、其事實なければ其犯罪者てなき事が明瞭し其當時の私の目的(即ち犯罪者なり)が達せないとこの事でありませす。(以下九十)

(一一) 免狀偽造事件

編者曰く此れは外國語學校卒業證書偽造事件を指す

△家父への土産△試験と臆病△皮膚病學△其様な馬鹿な事

△一に不徳の致す所△地下に相會すべし

家父への土産

免狀偽造事件(編者曰く免狀偽造事件とは外國語學校卒業證書偽造事件を指すなり)私は家父等へ見する爲露語の恩師小島泰次郎氏に、其困難なる事情を語り、學校の卒業證書を一枚惠與下さらん事を懇請したのであります。時に師の曰く、其様の事は出来難き事であるが、君が只私に即ち家族に見するのみならば、君の事情も頗る氣の毒であるから、何とか都合して呉れん、併し自分獨りでは如何ともいたし方がないとの御言葉でしたが、其後終に御承諾被下る事となり、何かの費として金子二十圓師に渡しませして、然して彼證書を戴きます時には、三枚あつたのであります、即ち本科、別科、副科。右の次第にて、私は全く校印も其他も悉く學校の眞物と思つて居たのであります。たが、其偽印偽物なる事を知承した次第故決して印を偽造し又官文を偽造した事は斷じてありません。而して明治商會へ行きし事なく又證書用紙を借受けし事ありません。(編者曰く原文この)

試験と臆病

文字なし、察するに何事か後に加へん) 前述の如く兄の病を知り、其他種々の事情に依り、腦病を得又として遂に其まゝになりしものならん) 前記の如く兄の病を知り、其他種々の事情に依り、腦病を得又學校學年試験は三十四年に一度受けしのみにて、其後は年末試験中病氣なりし爲受けず。然れど兄上の面前として退校するを得ず、已を得ず日々出校したのでありますが、次第に身體衰弱したのでありました、而して三十五年、廢學し、日々圖書館に到りて皮膚病學(即ち癩に關)及腦病に關する書物を閱讀し藥物學を熱心に研究したのであります。即ち兄の病を治療し、及會惠を未發に防ぎ、及遺傳を禁遏するには、神や佛より醫學及藥物學を研究するに如かずと思慮したのであります。右は其當時私の境遇と其感想の一部であります、隨分兄の病と會惠の將來に付ては、腦を傷めたのであります。併しながら他人を殺し、其肉に依て癩病を治し又未發にこれを防がんなどと其様な愚な考へは曾て持た事はありません。常識を以て考へたなら、其様な馬鹿事が出來まじやうか、私愚昧であります、獨逸語にて殆ど二ヶ年醫學(癩病と付)を研究したのであります。其も義務で研究したのでなく、會惠を未發に防ぎ、兄の病毒を防がんと、一心不乱になつての研究でありますから、癩病に付ては大いに得る所ありと、自信して居ります。然して會惠を未發に防ぎ、又兄の病毒を私の力で防ぐ事が出來たなら、露語科を卒業したより、私は反て楽しく他に世に處する方法もあるので、重きを露語の研究に置かなか

つたのでありますが、父上への林裁上、證書を戴く如き此様な馬鹿な事を、小島先生に願つたのであります。そして其戴く時の私の考へも亦先生の考へも、父兄へ見せたらすぐ破棄する筈であつたのでしたが、ついで私の愚のいたす所でありました。三十八年四月自殺を企つた時に破らんと思つたのでしたが、破つても棄つる所に窮りますから、伊澤の奥様に破棄のよろしき方法を願ひ、遺書と共に託した次第でありました。而して被告事件に付て種々御迷惑を掛ける人多く、又多くの證人の内には、其意に非ずして隨分私の爲め非常な不利益なる嘘偽を述べて居る人等もあります、元を調べれば皆私の不徳より起つたのでありますから、私は被告事件に付て、私の他に一人たりとも罪を蒙る人あらば、益々私の心を痛むると同様でありますから、勉めて其方針を採つて來たのでありますから、尙免狀偽造事件に於ても、其印を作りし家、及用紙の原由、並に筆者等を私に告げ教へて呉る、者あらば喜んで偽印も、官文書偽造も、私であると述ぶるのであります。私の關し知らざる他の件にても歌代に教はり(賢へ一時の方)私の行爲であると稱した程であり。況や非常の恩を受け名譽の戦死を遂げられし先生の名を出す事は、私の最も心苦しく思ふ所であります。即ち舊友に對して其師の名を汚したる罪を問はれ、殊に私は事件に依て一度社會の口噂に翻弄せられし者、譬へ事件を説明

獄中の告白
二二
するも、私は實家に對し、及事件に關し御迷惑を懸けし人々に對し、到底世に存在し能はざるもの、即ち近き將來に於て小島先生と地下に相會する者、何を苦しんで小島先生の名を出すを好む者。私は豫審廷に於て極力私の行爲たらしめん事を勉めました。印及文書を作りし事を知らず、其故も私の行爲たる事を主張するに由なかりしなり。然るに決定書を見れば先生の名は一句もなく全然私の行爲の如き認定なりし。(以下二十八)此點に於ては(四字を略す)深く感謝するのであります。然れども眞理は眞理なり。公判に於ける審問は私情を許さず、故に其感信を敬し當事件も眞率に私の行爲ならざる事を争ふ次第であります。

(一二) 三輪家の事

△肺病ならん△三崎の三輪家△三輪ツ子

三輪家の事 前述せし如く野口家に入りしより、種々の出来事の爲め、腦は増々悪しくなり、身軀は増々弱くなり、三十六年の九月頃より一層其度を増し、夜は殆ど眠らず、(以下四十七)増々悲しき境遇に立到りました。實父に病氣の事を報知すれば必ず御心配なさるであらふ、此は罪であるから志願兵に出る身にして海岸に静養するに如かずと考へ、即ち三崎町三輪

方へ同居したのであります。其後其家人の話に私の身軀衰弱し、顔面蒼々艶なかりし爲め必ず肺病ならんと評されし程にて頗る衰弱し居りしなり。(以下百二十)三輪ツネ氏は婦人として其才其徳、同町の儀表となり、義侠に富み人を助くる事多し人でありましたから、私は卓爾氏よりは反つてツネ氏に何事によらず相談を受け、又右卓爾氏も私に相談せられし次第もありません。而して私も人より眞心を以て依頼を受けし事は、假令己が財産を多く散しても必ず其意を充す性質でありますから、私も進て其方々の頼みを誠實に所辨したのであります。勿論或事状乃ち〇〇〇掩ふ爲め誇張の言を吐た事は實に私の面目なく感じる所でありませんが、其ツネ氏を欺き云々の如きは決してありません。貴下よ何卒三輪ツネ氏を喚び私が同家に居りし時の品行等参考の爲め御聞き下さいませれば私の品行及素行研究に資する所あらうと存じます。(以下廿三) (字略す)

(一三) 妹

△哀れなる曾惠△表面と裏面△

妹婿云々 前述せし如く、兄上に鳥兄様より申込みし要求に對する兄上様の一時の手段に過

實父の涙

私に非常の御立腹且つ野口家へ私を遣す事を断然謝絶せんと實兄及私に申されたのでありました、併し會惠は最早妊娠して居るのでありますから、兄の妻即ち私の義姉方が會惠の身を案じ、又私は己が關係に依り起りし事であり、會惠の喜憂は即ち私の喜憂であり、若し今實父が野口家の懇請を謝絶されたならば、會惠は再び極端の考を起す事に定て居りますから、私も非常に憂き事に思ひ、實母等に會惠の身の不幸なる事を談じ「尤も血統の」義姉及實母より實父に承諾なさるやう御願下さらん事を願たのであります。即ち實母姉から女の身の上を話した結果、父上も漸く御承知あつたのであります。其節實父は涙を流して私を野口家へ遣すべき事を漸く承諾されたのであります。斯様な次第で實父は野口家へ私を呉るゝ事は大の不賛成でありました。然して其時は一日も早く〜と野口家より催促して来たのでありました。(以下七)決定書に列ねし如く、私にして若し將來を圖る心があつたならば、此際に種々要求したのであります。私は一言も要求せざりしのみならず、野口兄様より言はるゝ私將來の爲め非常なる不利益の事柄も黙從せしのみならず實兄等を説てなるべく事を圓滿に、一日も早く會惠の心を安んずる様、只唯會惠の身上を考へる外なく、又分家の事に付ても、私は卒先して承諾し、又會惠が別居を冀ひ居しにも關らず、私は兄上は病身であり、母上は老躰であるか

私にお怒り成さい

實父に忍び

ら、我々二人が朝夕孝養せねばならず、萬一の變事の起りし際、我々が別居して母や兄の身上に變りし事あらば、非常の誹を受くる次第であるから、殊に子供も生れたなら、兄上の御心も少しは和らぎ、母上も孫に氣を引かれ、母兄の不和も融け萬事一新し、冷やかなる家庭も、春の野の如く暖かく樂しき家庭に變ずるでしやうから、若しあなたに不満の事があるならば、私に怒りなさい、必らず母上兄上へ怒らず、又母上兄上の御怒りなるのは、私の盡しやうが足りないと思ひ、決して不快の顔をしませんからなぞと、種々慰め説た程であります。而して此項中へ附加し置くべき事は、兄の友人上村氏の人物です。(以下四十四)此上村に付面晤いたしたし。

祖先に對し云々 兄上が言實に過ぎないのであります、即ち結婚當時より、兄上は事に托し私とのてあります。貴下よ此項より以下私と兄上と小争せし迄は熟讀ください。(以下百三十)

(一五) 結婚届

△一家の喜べる縁△同居難△悲憤の涙△一劃の地は争ひ難し
△極刑も甘受けん

一家の喜へ
縁

同居難

若干の財産云々の項殊に御注意下さい、私は別段意見を附しません。
 結婚届に付ては、私は非常に注意を拂つたのであります、即ち兄上は被告等夫妻が長野より歸りし際、我々二人に言はれし事は、一として執行下さらず、陰に私を〇〇〇〇〇〇知れました、若し届けを済ませば益々事が六か敷になりますから、私は兄上が若し我々夫妻を其意より願ふ此結婚を喜ばれし由（編者曰くこの處文意違）元來、島兄及母上は一太郎兄の六か敷を能く知られて居らるゝ故、會惠に迎ふべき夫は必ず相互の心を知りし者ならては一日を保ち難しとの意見にて、三十四年に初て私を武林家より請ふべき話ありし〔尤も野口家〕が私が會惠より年齢四ヶ年若かさ故を以て其時は沙汰止みとなり、其後は島兄様の腦中には絶へず私を懇望せられつゝあり。又其當時は一太郎兄も其議に不服なかりし由、後日會惠より聞きたり。然して其後も亦其縁談親族間に起りし由なり、然して一太郎兄と私との間に不和の生じたるは即ち前項に述べし如くであります。（以下三百三）私は會惠の兄即ち義理ある兄を尊稱せるよしを聞くは、何となく快心に存じますが、悪評を聞くは快よき事でありませぬから、成るべく兄の名譽の揚れかしを願ふには直諫なさて居られぬのであります。私も愚てあります、自己の利益不利益は元より判然して居りますが、兄上を思ふ爲には自己の利益を考へる暇ないのであります。

悲憤の涙

一劃の地は
争ひ難し

兄上は會惠と私が長野へ行きしに依て我々の關係を知りし如く人に話されし模様であります、決して左様でないのであります、兄上は確に下二番町に住居の際より我々の關係は知つて居らるゝのであります、〔此項必要な〕私の知る所に依れば社會に於ては兄上が會惠と被告の結婚を涙を揮て許されし様に言ふて居りますが、この點に就ては實に悲憤に堪えないのであります。兄上は結婚の際奈何なる事を私に誓言されしか、又私の實家へ奈何なる言を以て私を懇請されしか、其當時を追憶すれば、私は一日も早く公判廷に臨み萬事を辨疏し、社會の私に對する誤解を一洗したうあります。併し一步退て考ふれば義理ある野口家に義理ある兄上であれば一劃の地を兄と私が其占有を争ふ如く、兄の所得少なければ私の所有多し、即ち兄の譽を益々多く保たん爲には私は愈々悪人とならざるべからず、即ち私が自己の冤を雪ぎ社會の曲解を辨明するは朝夕の執念であります、公判廷に於て兄の欠を擧ぐる事は絶跡になし得るものに非ず。あゝ貴下よ私の胸中兄に對する義理、及社會に對する義務、及妻子將來の爲め務むべき當然の義務等の念相混争し、夜半の苦悶御賢察下さい。あゝ斯く枉れる世に私は何も望む所はありません。只々會惠と君子の將來の爲め安全なる事を懺め、而して私が今日迄奈何なる考へをなし奈何なる行動せしやと野口側の人々に告ぐる事を得て而

極刑も甘受せん

兄に背かんか妻を棄ん

獄中の告白

三〇

して後日(七字略)審理發見上大なる誤りなき事を得ば假令己が罪にあらざるも勇ましく、快よく極刑にても甘じて受るのであります。あ、私は彼大問題に依て頗る今昔の感に堪えないのであります。私は来る公判に於て何の爲め、誰の爲め争ふのでありましやう。入監來資縁さへ省みず、一人の聲援者すらなき中に、獨り慰め、自ら勵み、眼回み、頬落ちながら、微笑をたぐえ、献身的に争はんとするも、誰の爲ぞ、小川、馬渡兩辯護士は事件の眞情を知て來られしか、はた知らずして來られしか。(以下略)

(一六) 不平と憂悶

△兄に背かんか妻を棄てんか△横濱の商店員△離婚請求書
△謝罪の途なし△兄の感情は一門の意見△當時の苦悶

不平と憂悶云々、此當時私は憂悶と云ふより寧ろ其圓滿に所置するに苦惱したのであります。即ち兄上は私をして獨り遠く家を離れて職業に「従軍に」従事せしめんと圖られ、而して會惠は其を好まず成るべく宅より日々通ふ如き業務に従事せん事を懇望し、(此間二十)會惠は成るべく私の傍にあらん事を冀ひ、然して私は亦君子の健康に付て非常に懸念したのであります。

す、即ち會惠は兄上の起居に必ず待せざるべからず、然るに私の注意に依て、兄上の皮膚等に觸れし際、必ず多少の消毒を行ひつゝありしが、若し私にして遠く一ヶ年及其以上も家を空しくする如きは、必ず會惠も其煩に堪えず、知らず／＼兄上に觸れし手のみならず、其他の事に於ても消毒等を怠り、其儘君子の柔弱なる皮膚に觸るれば、即ち其感染實に懸念に堪えないのであり。殊に未だ産褥を離れざる會惠及首も据らざる君子を後に、遠く家を離るゝは如何にも忍びざる所。殊に會惠の意を解すれば會惠の案じ煩ふも無理ならず。其様の事情ありましたから、滿洲軍總司令部に勤務しつゝありし前記小島先生よりの招きにも應ぜず、陰に兄上の言を拒んだ次第でありました。然して其當時君子誕生の際伊澤氏より生産祝を贈られましたに對し、其返禮として諸方へ贈るべき物品を、伊澤氏へ贈る分も購求しながら、其贈るべき當時(七字略)其様な次第も私に非常の苦痛を與へました。其他前述三輪氏の親家に依頼されし事ありましたから其件に付て三四日繼ぎて外出致して、其最終の日に三輪氏より午後十時頃車を以て私を迎ひに來られしを妻會惠は何の意もあらざるに、兄上は(此間三十)而して猶其當時私は職業の途を尋ねる爲毎日外出し終に十二月二十六日横濱市山下町パウデンフラザ商會へ入會する事に確定し、悦んで歸宅會惠に其話をなさんとせし時に兄上と小争起

横濱商店員

獄中の告白

三一

り、私も兄上の暴に腹立ちましたから二言三言争ひましたが其非を悟りましたから〔兄と争〕極力謝罪したのでありますが、兄上は(此間百四)奈何に謝するも御聞き入れなく詮方ありませんから私は家を出たのであります、其際兄上は強て離婚請求書の様な者を私に書かれたのであります。私は其用意周到なるに喫驚いたしました。其後友人の注告等もあり、又會惠君子の身の上が非常に心配でありますから、辭を卑ふし人を以て詫びたのであります。兄上は〇〇〇〇〇〇、話しが付かず、一ヶ月二ヶ月と悶したのであります、其中私は會惠とも會見し、又會惠の手紙等に依て全く此事柄が知れたのであります。即ち兄は、前述上村を會し私に會惠及母上等とも相談の上の返事であると言はれますが、會惠は其事情を知らず、此様の次第で兄上は會惠の意見は勿論凡ての意見を聞かずして、上村氏には皆と相談の上であるとか言はるゝ次第でありました。而して兄上の所謂味方の上村氏にさへ會惠及母上を會さず、總て御自身獨り彼此なされたのであります。然して母上は(此間百八)兄上の意見に盲従否遵守せざる事を得ざる次第であります。而して野口家の親族と稱するのは前記高橋(父)島(弟)浦島及野口愛六氏(遺)の外なく母たり叔父たる人が斯くの如き次第にて兄の意見に盲従せざるを得ぬのですから、親族相談の結果云々と揚言するゝも、詮ずる所兄上の意見のみなのであります。即ち其兄上と

一兄の感情は一門の意見

當時の苦悶

私が争たのでありますから、私の意が野口側へ通ずる筈なく、又私は實家へ一度も其事に付ては通知せなかつたのであります。其理由は結婚の節父上の御不満を強て御願ひ申し又彼此言ふて居ては野口家の血統即ち兄上の悪疾が萬一實家の耳に入らばたちまち會惠との縁も奈何様に立ち到るや圖られず、實に私其當時の苦悶御推察願ひます。〔此項尚ほ詳細なる事柄多しあり〕

(一七) 會惠及君子の身が案じられ

△楠公袂別の歌△悲哀の林現△母子の安全

私が家出てしより後一層君子及會惠の身が案じられ、宅の傍へ行て君子の恙なきや、會惠が産褥の回復は奈何にと夜も眠らず。或夜は君子の泣聲に身を斬らるゝ如き心地して、歩を返すを得ず。而して君子の聲の聞えざる夜は、若しや恙にあらじやと案じ、煩ひ、夜もすから眠らず。殊に忘れむと欲するも忘るゝ得ざるは、或降雪の夜でありました、濕り勝ちなる私の胸は、昨日より降りしきる雪に封じ置められて増々鬱々として君子の身の案じられ、〔當時私宅に〕亂れ心に誘はれ、雪を分け門を出れば、空は混沌として世は淋く、電車さえ絶え、一種悽愴の氣を帯び、朔風は雪を卷て面を打つ中を漸くたどりて番町宅の門前に至れば、恰も會惠は

實家の冷淡

事實でありませんが、其意味に於て判事の認定が大層相違して居ります。即ち奥様より聞く所に依れば、實家の兄等が私に對しあまり冷淡であるから、刺激の爲に大阪實家へ手紙を差出した次第で、私に對し悪感なきのみならず、實に好意を以てなされし由、然れども私の兄は其手紙を眞に受け歸省すべき由を私に通知がありましたから、歸省せんと考へもありました。が、二月中に一度歸省、父兄方に野口兄様との不和を訴へんといたしました。が、結婚當時の父上が御不満なりしを、強て願ひました次第でありますから、父兄へ面會しましたが其話しをなし難く、不得要領にて歸京した次第でありますから、實兄よりの招きに應じ難く、而して伊澤宅にも永く同居する事の御氣の毒に存じましたから、如何せんと奥様と相談し、熟考且つ種々考へますに、番町宅は兄上歩行さへ出來ざる御病氣であり、母上も御老躰でありますから、萬一の火災等の際は會惠君子の困難のみならず、兄上及び母上の御身の上も心配でならず、不和と云ふもの、萬一の事あらば、私も其責任輕からず、且つ會惠よりの通信に依つて、會惠が日々鬱せく消光しあり、又君子も何となく病の模様であると聞き知りましたから、其等の事柄も心配でなりませんから、番町宅の近傍へ轉居したなら、萬一の時にも早く馳せ付る事が出來ると考へましたから、諸方を尋ねた末、和田宅を賃借にする事に定め次第であります。而して

遠く離るゝに忍びず

日光商會へは二月中に在職(實家へ行くに付き辭)併し海陸の通譯云々は全く私の虚言に相違なく恐入りました。

(一九) 愛情

△愛は疑を容れず△離合は問ふ所にあらず△女子の一徹

「愛情云々」其當時に於て私の考へましたに、相互愛情濃かても昔より種々の事情の爲め義絶云々と稱する事があるのである。私が奈何なる場合に於ても會惠の心情を疑ふ如き薄弱なる相互の意思にては、今日迄種々悲惨と困難の中を耐え得べきものでありません。尤も兄上が中間に私と會惠との通信さへ障害さるゝが如き困難の場合でありましたが、寧ろ過し年兄上の御病氣に看護した時が困難でありました。即ち手紙の中斷の如き、又五十年相違ふ事の叶はずとも、相互に生命あらば再會の期も多くあるのでありますが、彼の御病中若し私に病毒を感染したならば如何でしやう、直ちに私の命を奪はずとも、會惠と昔の如き状態を保つ能はざる耳ならず、極端に言へば此世に於ける全ての快樂を捨てなくてはならなかつたのであります。左様なる危険の際に於ても私は野口家の爲め、兄上の爲め、延て會惠の幸福の爲め

愛は疑ひな容れず

離合は問ふ所にあらず

金塊の友人

帝國大學生

と共に三輪氏へ行たのでありました。然る所三輪氏方にては、他に大金の必要ありて當地餘裕なかりし爲め、終に借用を得なかつたのでありましたが、三輪奥様と私と相談上坪内氏の名譽を虧けざらんが爲め金塊云々の友人であると卓爾氏へ話した次第であります。〔坪内氏が金子借内氏の不面目と心得〕而して私は三輪氏の強てのすゝめに依り、三輪氏方に一泊し、翌日歸京した次第であります。決して他意ないのであります。此事柄に付ては、三輪奥様に直接御聞き下さいましたなら、私の利益と存じますのみならず、三輪奥様に私が嚮に三崎在留中〔三十六年八月迄〕の品行等御聞き下さいましたなら、私を研究するに多大の便益にならふと存じます。而して會惠との結婚は、當時及其前後の事情、家を出て後私が兄上に對する態度等も、御承知であります。(七十二) 窮行社社員に私が金塊に付て話したは事實であります、其金塊の持ち主は、下谷御徒町〔下谷警察署 向ふ通り〕に住居し、帝國大學々生丸山喜三郎なる仁てあります。〔猶仔細面談〕

(二二) 都築富五郎殺害事件

△我罪其中にあり△千歳の恨なり

小西の件に付ては〔編者曰即 都築の件〕私は非常に意見あり又反證もあるのであります。(十七) 併し

我罪其中にあり

愧ぢ入りました事でありましたが、私の罪は實に此事件の中に含まれて居るのであります。併しながら決して○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○私

千歳の恨事

私は警へ誤解の事柄にもせよ、一端社會公衆の口噂に弄せられ、家名を汚し、資縁に見捨てられ、再び父は勿論舊知にさへ顔を合すべき面目なき此身であり、事實の進行の如何の奈何に係らず、世に存在し能はざる者でありますから、生命の奈何は毫末顧慮する所ありませんが、遺族の爲め其犯せし罪が警へ輕微であらふが、人々の最も愧ずべき罪に宣告せらるゝ事、私千歳の恨事に存じます。

(二三) 再び河合莊亮事件に就て

△二重マント△墓前の花

嚮に警視廳に於て審問を受けつゝありし際河合莊亮事件に付其犯罪者が「二重マント」を被て居りし由にて、警視廳に於て其「二重マント」に付き、會惠が確に私も「まんと」を所有せりとの陳述せし由にて、(十九字)非常に厳しき取調を受けました。而して豫審庭に於ても、

二重マント

であるから今日の様な事柄が起るは奇らしからず、萬事其心して處理せないと、終に馬鹿を見るは貴方と曾恵さんであると申されました。私は其話の眞意を悉く解する事出来ませんでした。だが、一柳せいが話した事柄に大同小異であると解しましたから、話頭を他に轉じたのでありました。

君子曾恵が兄上より厳しく檢束されて居る次第は、是よりも餘程前より知りませんでしたから、私は君子の身を案じ、煩すより、寧ろ曾恵が曾て企てし如き短慮を起さざるやを心配したのです。私が十二月下旬家を出てしより、私の渾身凡ての行動一として曾恵君子を中心とせざる事なく、其身を案じ眠らざりしも幾夜、伊澤夫人の如きは、私が狂せざるやを案じられし程でありました。奈何に〇〇〇〇〇〇〇〇其悲境其苦痛を訴ふるも、兄上を殺す意は寸毫も萌しませんでした。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇焦慮し、又現に實行し居らるゝ事、及び其手段の卑劣極まる事は、私の最も厭忌に堪えざる所、時には其無情を怨恨痛惜した事ありますが、私は自己の幸福より、曾恵君子のより幸福なれかしを願ふ者、兄上の在世と否とは、曾恵君子の幸奈何を、一度思慮すれば、如何に淺智なる私も、兄上をなきものに爲す愚を學ぶ者にあらず。野口家内部の狀態を知らざる人々は、兄上の不存は直ちに我々夫妻の自由を得る如く考ふるならんも、一度野

端四の列強
間に介在す
るが如し

口家内部の有様を洞察せば、其誤謬なりし事を悟るに難からず。乃ち野口家は兄上の存命と否とは決して我々二人に自由を許すものにあらず。兄上以外猶兄上に劣らざる權利を振ひつゝある仁が居らるゝのであります。例へば彼瑞西が其微弱なる國力を以て、歐洲列國が貪慾なる齒牙を磨きつゝある中に介立し、兎も角安全を保ち得るものは、其周囲の列強が相牽制すればなり、我々夫妻に於ける地位も亦殆ど斯の如き有様にて、兄上に其他の或人(姓名を)と、相牽制しつゝあつたから、我々は困難しつゝも、其間に介立する事を保てたのであります。若し兄上が其他の或人が存在せざれば、其相牽制の力茲に破れ、我々二人の困難は、一層増すのであります。其事情を私は熟知して居りますから、兄上が私等に奈何程情なくなさるも、兄上をなき者に爲すは、即ち我々の不幸であります。のみならず、罪惡は必ず己が身に報ふ事も深く信じて居りますから、私が單に曾恵君子の將來を慮るのみより考へても、決して其様な不得策を敢て企つる者でありません。而して若しも兄上より享けし過去の讐に報ゆるに、何を苦しんで其様な最も危険なる企をいたしましやう。其上を苦しましむる手段は、決して兄上を殺すのでなく、兄上を孤立させつゝ、永遠に其壽を保たしむるこそ、眞に兄上に復讐の上策であります。私は人生の所謂幸福なるものは、果して奈何なるものなるや、はた如何なる境遇、奈何なる

幸福とは苦
痛を受けざる
にあり

地位が眞の幸福であるか、私は知りませんが、私自身の以て幸福とする所は、己に快樂を感ずるより、寧ろ己が肉體及神靈に苦痛を感じないこと、眞の幸福であらふと存じます。然らば兄上が病の爲め、其手其足さへ自由ならず、私又は會惠が看護せざれば、凡ての事が辨せざる如き不自由は、眞の幸福否人として幸福でありましやうか、必らず非常の苦痛であつたに相違ありません。然らば若しも兄上を苦しむる意が私にあらば、奈何なる方法が最も苦痛を與える手段でありましやう。兄上の命を絶つが兄上を苦しむる最たるものでありましやうか。私は素より愚鈍であります、其程迄に狂妄であらぬと信じて居ります。

(二五) 會惠の幸福を冀ふ

△十年前の排女性主義△持説封緘と共に破らる

△我と我戀を疑ふ△不幸の種子は蒔きつゝありし

△妻の異性なるを悲む

私が己が幸福をも捨て、會惠の幸福を冀ふ云々と言はゞ、私の眞意を知らざる人、殊に他人の悪評を聞くに敏く、善言を談るに鈍き輕佻なる人々は、附會の詭辯と一も二もなく謗忌する

てありましやうが、其は私の眞情を知らざるより起りし誤解でもあります。然し私が單に斯く述ぶるも、私の會惠及野口家に對する眞意の那邊にあるや。御參考に述ぶる事も頗る必要と存じますから、茲に大畧を述べます。

私は自から己の説を此上なく正しきものと強辯するにはあらねど、私が女性に對する見解は今日にても、當世青年諸子と異にして居る所ある事は、言ふに憚らないのであります。十年前の私は驚くべき排女性主義で、友人より頗る嘲罵された者であります。然るに今は其と正反對の記事が得々として新聞の材料となる。嗚呼記者諸氏は何を以て斯く言ふや私が其當時胸に懷て居た説は、此世に於ける幸福は富貴でなく名譽に非ず、無論戀と云へるものでなく、眞の幸福利祿は自然より外にない。眞正の幸福は自然に一致し、自然に見聞し、自然に語る所に存するので、其自然を破るものは何であらうか、富貴、名譽、殊に戀である、異性に對する戀である。其愛すべき幸福を破るものは戀である、即ち最も嫌厭すべきは女性の戀である。乃ち此等のものを求めむと思ふ心こそ、眞の幸福を捨つる端緒である。然れど異性相誘引するは、宇宙間千古の通則である、乃ち其通則の性をして違うせざらしむる方法として、成るべく異性に接近せざるが最も安全であり、其當を得しものである。姉たり母たりにも、此僻見に依て頗る

妻の異性なるを悲む

が、嗚呼我は此時終に疑もなく今日の惨境をつくつたのであります。其より我等の關係は全く一變し、今迄單に自然の美に近き心を備へし像とのみ思ひしが。今は會惠も又一人の女性なりき。而して二人の間は日々に増し親密になり行きぬと共に、會惠の身の愈々可憐なるを知り(以下三十七) 字を略す) 私は渾身の同情を會惠に寄すると共に、會惠が寧ろ己が妻其異性なるを悲しむ者であります。

なき物ほしと云ふ諺の如く、又詭辯に過ぐる様でありますが、若しも會惠が同性でありましたならば、諸人に憚る心なく、己が思ふ同情を遺憾なく盡し得べきものと私は實に残念であります。

(二六) 親みて狎れず

△人心は氣候の如し△我性は情に厚し△家父にも増して敬愛す△悲境の生みし心か△素行の疑△下婢の出入

人心の如く、氣候

兄上が我を親しみて狎れず云々とありましたが、其は謬りの甚だしきものであります。無論人の心の向背は日々氣候に其寒暖さだかならざる如く、變化かぎりなきものでありますから、

我性は情に厚し

家父にも増して敬愛す

或は兄上が私を疑はれし折も勿論ありまじやう。然れど兄上と私の間に越ゆべからざる城壁の築かれしは、三十七年でありまして、其前にも時に小争只一時の衝突に過ぎず。(此間四十) 元來私は頗る情に厚き事は己も許す所、其情たるや決して富者貴者に對するのみにあらず、はた女性に對し厚きにもあらず、即ち總てに對して厚いのであります。己が譽れを列ぬるは徒に他人の嘲笑に値するのみでありますが、病みし乞食者を五里の遠きに送り届け、盲者の罪を己に蒙り、親友森原某の不幸に情死を申込みし如き「森原某とは」(男性なり)「珍らしき事もある程であります。又其反響として全く正反對に憤怒する事も亦私の性質であります。

兄上に對する私は、私が家父に仕へしよりいや増して勞はりし事は言ふに憚らないのであります。兄上の如き○○○○○○○○○○方、幸にも深く私を信じ、私の名を呼ぶふさへ男三郎(支那)と稱へ、又私は兄様と申して居たのであります。殊に兄上は私の事を友人方へ過賞され、島兄様の如きは不思議に思はれし程でありました。兄上が御病氣重かりし折の如き、單に所謂萬理一片の心にては三日たりとも侍する事は到底出来るものでありません。私は公然ならずも己が妻の兄上、乃ち未來は己が兄上であると念ひ、尊敬する外に其御病氣が頗る同情に堪えなかつたからであります。或時の如きは母上も重き病に臥せられ、兄上は依然として悪しう、(此

(二七) 熟慮の末

△大久保公園の毒薬△家産を倒盡せん△眞理は審理

「更に熟慮の末愈々一太郎を云々」君子及會惠が檢束されつゝあるを、今更知りしにあらざり、從て熟慮云々の必要なく、殊に毒物を使用するを云々の如きは、甚だしき誤解である。若し私が兄上を殺す意あるも、決して毒物を使用する者ならざるのみならず、奈何して其使用を便宜と思料せん、たましく私が毒薬を所持せし爲に斯く謬認されしならん。從て會惠に毒物を交附せし事なし、然るに私は嚮に警視廳に於て藥物を大久保公園に於て交附せしもの如く口述せし次第は警視廳に於て訊問の際(此間十 八字略)歌代佐平太は私の苦境見るに忍びずと稱し、種々同氏社會に於て七八種の新聞紙を閱讀せし由にて、其記事の詳細及一時犯者を裝ひ、一時も早く東京監獄へ送還さるゝ手段に出でざれば、私の身のみならず其他にも過禍を及ぼし、其他或殺人犯の被告として某拘留監に拘禁されつゝある仁の如きは、其家産を殆ど倒産し盡せし例もあり、かたゞ種々利害を説き聞かされたのであります。私は不肖と云へども他人の言を妄信する者でありませんが、今度の件起りし以來、(此間十三 四字略)四面楚歌の中に起臥し、一人の援くる者な

大久保公園の毒薬

家産を倒盡せん

眞理は審理

く、一人の聲援者すらなき私(此間二十八 一字略)一時も早く東京監獄に還送さるゝ事を冀ひ而して豫審廷に於て陳述すべき事も多くなり(警視廳の口述の實事)然るに前述せし如く警視廳に於て噓事を口述し、而して豫審廷に於て實事を陳述するも、罪名に遠ざからば即ち私の利益に陳述せば、(以下四十 一字略)私は終に自棄の心を起し、其時は殆ど自己を護る心もなく、只唯一時も早く此裡より脱れむ事を冀ふたのであります。然れど再考せば此等の犯罪の其一事件でさへ、實に私の命に値するのでありますから左迷右考した末一の決定を下したのでした。其は若し歌代氏にして信すべく疑ふ所なき以上は、歌代氏も一個の男子である。此くの如き悲境に沈みつゝある余を、意味なく嘘欺する者であるまい、萬事を正明なる公判廷に仰ぎ、一時犯者を裝ふこそ却て野口家を保護する上より策の得たるものと思料しました。貴下方もほど知らるゝ如く、野口家は外見の如く財を有するにあらず、若し私が知らざる事を知らずと主張しつゝあらば、私のみならず會惠迄窮りなく獄裡に苦吟せざるべからず、當に會惠のみならず引て君子の發育を念はざるべからず、殊に會惠の在監等に依て母上の健康を思はざるべからず。此く思ひ來れば私一人の決不決は、實に野口家の存亡の秋である、夫たり男子たる者は此境に於て爰ぞ身の浮沈を問ふべき。眞理は審理である、一時悲淵に溺むも眞理は最後の勝利者である。大日本帝國の司法は

大學の醫員が右を證明せし事。頭部に著しき充血しありし事等。又小西の件に就ては、大學に於て解剖の結果、胃中に藥物なく。

同氏が頸骨が脱臼しありし事等を聞きしました。〔右は歌代より聞きし大畧に〕右の次第でありましたから、一時其犯人たるを装ふには成るべく右の結果を綜合して事實らしく、其順序を作り陳述すれば、此怖るべき境より脱する事が出来るのであると思料し、其より歌代と共に胸を痛まして事實らしく總ての事を作たのであります。右の次第故河合の事件の如きは、私自身も小説を讀む如く出来てあると思ひます。

歌代の説に依れば、兄上の死は病死にあらず毒殺である。若し私の行爲でないならば必ず〇〇〇〇〇〇〇〇〇聞きし時私の胸中の痛苦、其に就て種々思考したのであります、私は實に或る觀念を喚起したのであります、其結果〔御面〕……連日熟慮……

警視廳聞取書にある如く、會惠に藥物〔毒薬と云ひ〕を大久保公園に於て渡した如く警視廳に於て口述したのであります、同廳官吏は誤謬を記載せし故、後日再び上申書を以て正誤したのであります。(此間百四)然して或人は専ら其死因の毒薬なるを主張し、又私も歌代より聞きしを確信して居りました處、其後豫審廷に於て陳述せしに、豫審判事は其を信せず種々の質問を

ストリキニ
子の發效
時間

監獄は父母
の家

受けました、然かるに豫審判事の言にも一理ある如く考へられ、又私も其時ストリキニ子の奏效時間等を考ふれば、嚮に警視廳に於て述べし事が頗る滑稽に近き様考へられましたから、何となく破顔せざるを得ざる様になつたのであります。

而して私の考へは萬事を正明なる公判に信頼した次第でありましたから、警視廳及豫審廷に於て、己が關り知らざる事にも警視廳官吏の要求通り、又豫審判事の意を満したるのみならず、右官吏及判事の口吻等に依り、其要求の意を自ら進めて充たし、一時も早く其當時の苦境より東京監獄へ還る事をのみ冀ふたのであります、嗚呼監獄、私は事件の起る前迄は其名稱を聞くだに一種異様の感に撲たれしのみならず、實に寒慄を起した、其者が境遇とは云へ、其忌むべき厭ふべき監獄が何ぞや、自己の父上母上のいます家に歸省する如く、其幽僻たる所へ「早く歸りたし」と冀ふ其心……これが三ヶ月前に其名稱を聞くさへ忌みし男三郎の心である、己れながら痛恨潮の如く漲り來りて、心を亂すのみでありました。

(二九) 憶彼の夜

獄中の告白

△兄上死去の電報△毒薬にては間に合はず△「どうても

よい」△洋燈△戸締り△同室三人△抵抗すべし△面白き
訊問△不得要領の口述

電報 兄上死去の
間に合はず

噫、私は彼夜〔何日なるか〕は十時頃より和田宅の己が部屋に就眠、翌朝下婢が急ぎつゝ北に走り行くを見て、和田の妻は私に其事を告げしが、兄上が死去されしとは露知らず、午前中に伊澤宅へ「アミールアルコール」の瓶を携へ到りしに、恰も同家の下婢が私に電報で兄上の死去の由を手島氏より知らせ来りしを報ずる爲め、郵便局に到らんと同家の門を今や出てんとせし所でありました、此様の次第より兄上の死去を知りましたのでありますから、野口宅へ忍び入りし事なく、兄上を絞殺せし事なく、而して短刀及「ストリキニーチ」云々を豫審廷に於て私が述べし次第は、嚮きに述べし如く○○○○○に應ぜしに過ぎず。○○其時「ストリキニーチ」を携へ行つたであらう、被告の如き注意深き者が何にか不慮に備ふる器を持たない筈はなからうとの問ひでありましたから、私が考へも判事の云はるゝ如く、若し私が眞實忍び入りて兄上を殺す場合は、當然不慮に備へる器を携へます。乃ち萬一不結果の際は自殺の要意が必要であると考へましたので、右毒薬を携へたであらふとの問ひに、然りと答へました。後に考ふれば、右毒薬は己を死にいたす迄に一時間以上の餘裕あるのみならず、醫師の來りて應

「どうても
洋燈
戸締り

救の手段を講ぜば、終に己の目的は講解に歸するは誰にも解し易き事であるのみならず、○○の意をして尙深く其犯者たるを信ぜしむる爲め、私は友人の出征に饑せん爲め求めし刀の手許にありしを幸ひ、其短刀をも携帶せしと述べし次第であります。
右様の次第故豫審廷で毒殺云々を棄て、○○○○○忍入云々に變更せし故は、(以下七十)右の次第故豫審廷に於て述べしと同じく豫審廷に於て陳述せしが、○○○○○其日は空しく警視廳へ歸監(午後九)其翌朝警視廳に於て、嚮に陳述せし事を豫審廷に於て變更せし爲め事はかどらないのである。何故變更せしやと意外の○○でありましたから、豫審廷の模様を細述し、再び豫審廷へ送られました。其際私は幾度も述べたる如く、豫審廷に於て陳述する事の自己の身の利益を考ふる暇なく、否、私の其當時の心は「どうてもよい」實に自棄して居たのでありますから、○○○○○忍入りし云々と陳述せしものゝ、頗る苦心したは洋燈が何所にあつたかとの問ひでありました、私は家を出づる迄の模様、乃ち眠る時の諸具の配置を能く知り、又番町宅の戸締りは何所に弱點あるやを知り居りますから、彼所の戸を排せし如く陳述しましたが。彼戸はたやすく排し得べき戸であります。尤も私は番町宅の戸締等は多く私を作たのであります、而して嘗て一度彼戸を開きし事がありました。其時は豫審廷で述べ

同室三人

抵抗すべし

し如くの手段で、然し頗る困難で容易に排く戸でありませぬ。のみならず彼戸のある室は、多く母上會惠等の臥床して居る所（果して母上及會惠が臥し居る所）歌代より聞く所に依れば兄上は八疊の室、而して母上等は六疊の室で臥して居られし由。然らば奈何に考ふも母上又は會惠が臥し居る所より、兄上の臥せる床迄は一間内外に過ぎざる距離である。若し〇〇〇言はるゝ如く觸覺神經痲痺して居り、又手足の抵抗なくとも、人の命を奪はるゝ際であるから多少の苦悶、及苦痛に伴ふ抵抗ある等でありませぬ。従て母上等の氣付かるゝ等でありませぬのみならず若彼所より私が忍入しものと假定し、母上等が六疊に臥して居られしならば、必らず母上等の臥床を踏み越えざるべからず、又鎖鑰等總て之を元の如くなし得るものでないと私は斷言いたしませぬ。

而して兄上は決して抵抗の力なきものにあらず、私が家を出づる際、私が抱きつゝありし君子を強力を以て私の手より奪ふ程の力があるのみならず、觸覺神經の痲痺は下脚部及手掌のみであります。

面白き訊問

警視廳に於て當件を訊問の際、大久保公園に於て會惠と會合せし時、種々相互の不幸に付て落涙したであらふなどと、種々面白き訊問を受けました。私は萬事其様な事もありましたなど

不得要領の口述

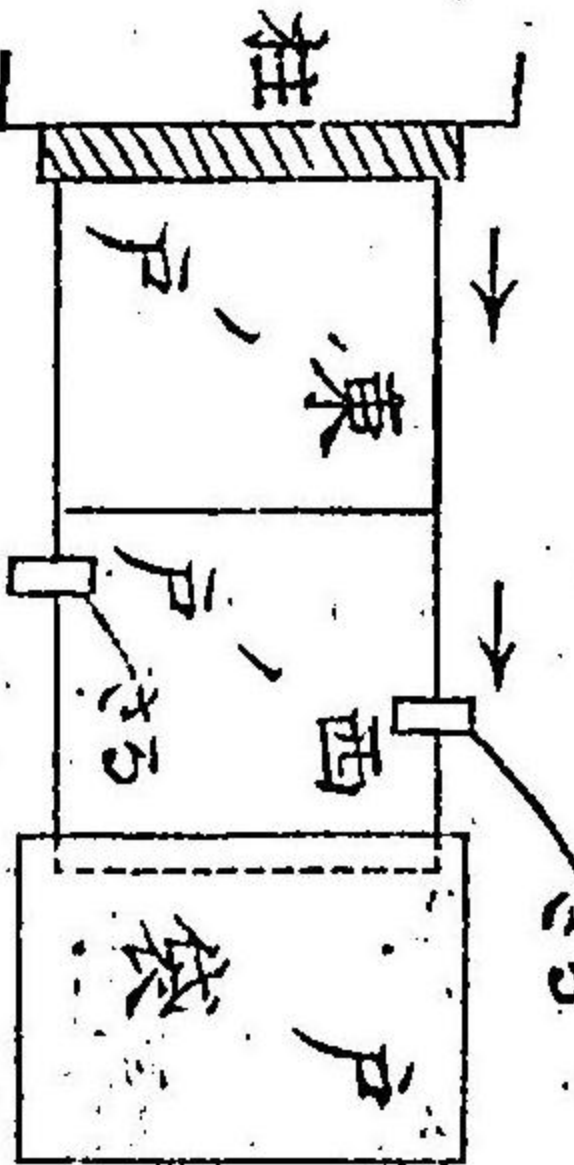
と答へて居りましたら、左様なくてはならないなどと、（以下六十）聞取書に記載して居られました、其に付て思ひ出せしは、河合の件を同廳にて訊問の際、其少年殺害後精神上の變像乃ち錯覺及幻覺等があつたであらふとの訊問（以下六十）其錯覺及幻覺云々の訊問に對しても、否認せず、其意に従ひ其少年の幻覺及何とも斷定出來ぬ大きな人の如きものゝ幻覺を覺えましたと答辯いたしました。（以下六）（十字略）

(三〇) 靈柩を拜するを得ず

△喫驚に繼ぐに涙△人の性は善なり△此際復歸せよ
△我子を一眼見たし△病を犯し庭より夜伽す△夜中の墓參△圓覺寺に冥福を祈る△交渉は不調ならず

「手島知徳は之を被告に電報を以て云々」前述の如く和田宅に於ては、私の押入れに夜々鼠出て、甚だしきは晝間も出て、枕を噛み破りて止まざるのみならず、他の物品を損汚して限りなく、私の寒心に堪えざりしは過ぐる四月私自身消極の考へをなせし時、購求せし毒藥及「アミールアルコール」（私は亞硝酸アミールと誤認し求めしなり）の瓶を鼠が破壊させ、其始末に頗る困難なるを覺えし

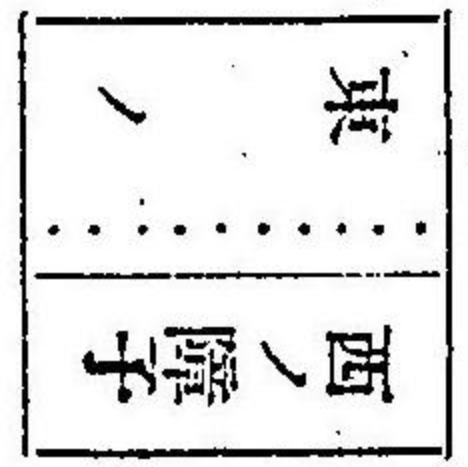
ます。若し戸を排せずして排開せしものと假定するに、西の戸に確しかならねど「さる」が上下に二ヶ所設けある筈〔下にはある上は確にある〕而して其「さる」も私の経験上外部よりはづすや否やを記憶せず。然れど其戸を全部排開する事頗る難き業であるに難からず。然れど其戸は頗る其溝と不釣合の爲め閉開に難き戸奈何とならば其戸は頗る其溝と不釣合の爲め閉開に難き戸



七四

内部の障子
を覗つたら

て、從て不相當の音が發するのみならず其戸の内部にある障子の構造は畫の如く左右へ開くに非ずして、左又は右へ重なり開くのでありますから、若し私が戸を西に排開し得るも、又同時に内部の障子を全部東の方へ、乃ち左へ排開せざれば、内部の様子能てあります。而して豫審判事曰「忍入する際内部の様子を必ず覗いた咄嗟に考ふに、判事の訊問頗る道理である、若し私が眞に忍び入らず外部より内部の様子を覗ふは當然の手段であるから、私は犯人と認めらるゝが私の目的であるから、犯人として當然あるべき筈の事を否むべきに非ず。故に私は障子の隙より様子を覗ひましたと答へました。然れど戸の構造は右の如くにして、而して障子の構造は右の如し、この理由に依りて見れば、西の戸を全部西へ排開し、而して西の障子を全部東へ排開せざれば内



を覗ふ事不可
てあらふ」私
る場合は、必

部を覗ふ事不可能である。乃ち障子は隙より内部を覗ひましたと判事に答辯せしは、犯者たる事を認めらるゝ爲めの方便に過ぎず。彼戸の全部を排開し、而して障子を東へ全開する如き事は非常に困難の業である。六疊の室には母、會惠、君子の三人が就眠して居たるを歌代より聞き、又○○○○に依て私は承知して居る、然らば其戸及障子を排開する音響の母、會惠を覺ます筈である。のみならず五月氣候の夜半は、頗る寒しと謂ふ程であります。未だ寒冷を感ずる筈である、若し私が忍び入る事を得て、私の述べし如くすれば、尠なくも二十分間程は宅内に居たて、其間戸及障子を排開してあつた筈であるから、母、會惠が假令戸障子を排する音響に醒覺せずとも、其冷氣に醒覺なさるゝ筈と私は思慮いたします。若し私の忍入せし者と假定すれば、兄上が臥眠して居らるゝ筈なりし八疊に到るには、必ず會惠及母上の床を踏み越さざるを得ず。奈何に兩人が熟睡して居らるゝも、其を悟らざる筈なし。又○○○○に依れば、洋燈が點火しありし由、殊に兄上及會惠、母上の臥床は一間以内の離りの由、若し決定書にある如く、兄上の襟を掴み窒息せしめしならば、奈何に兄上が抵抗不能であつても、必らず多少の抵抗及發聲なさる筈であります。其抵抗及發聲が一間を離れざる會惠及母上に聞えざる筈なと思はます。

床を踏み越
煌々たる灯
三一間以内に

(三四) ストリキニー子と短刀

△ストリキニー子と短刀△番町の家忍入りし徑路
△試みに室内の光景を描き見よ△何ぞ然る思を爲さん

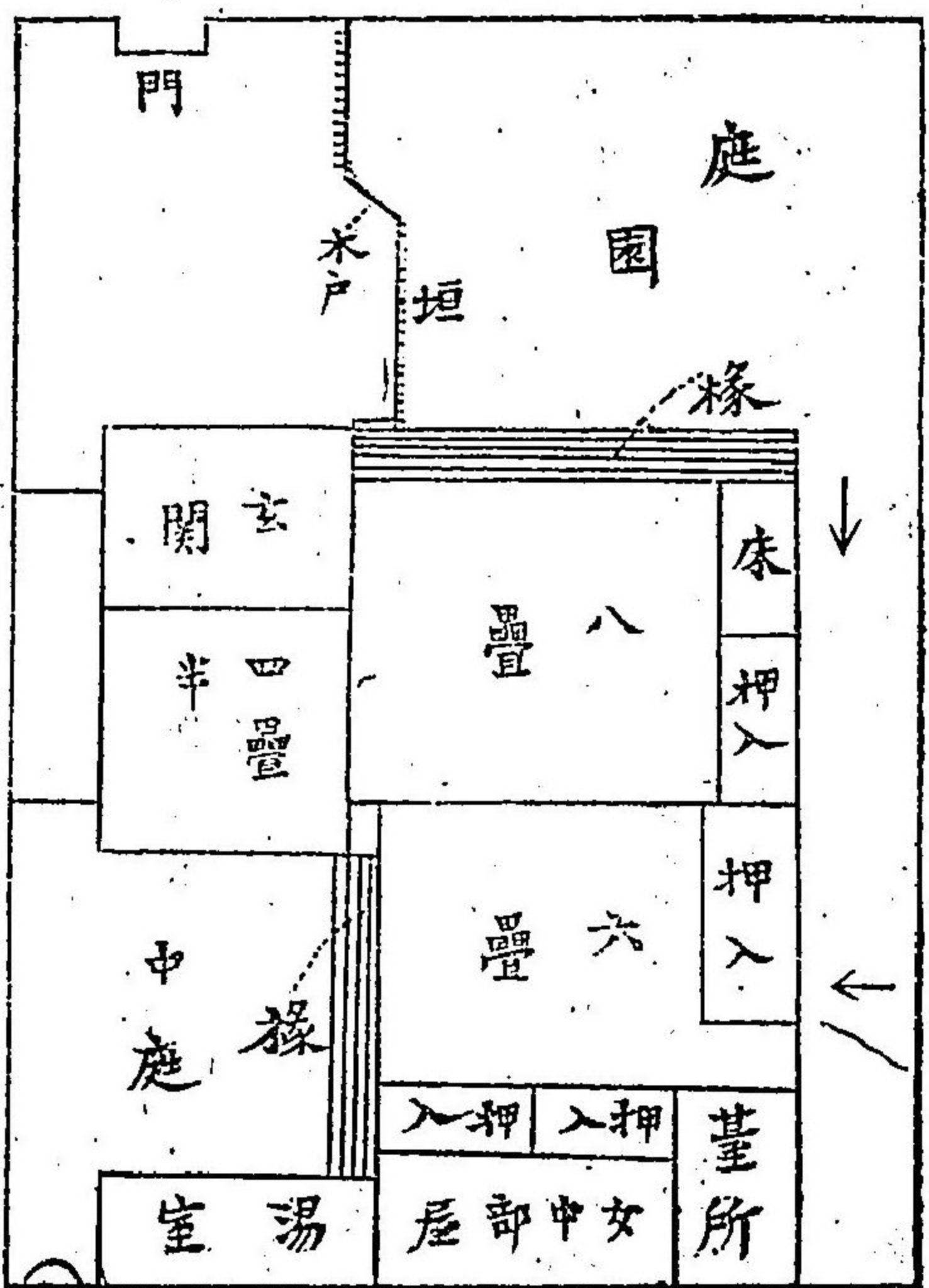
「ストリキニー子及短刀を提えしと稱せし理由」豫審判事、被告の如き注意深き者が、若しも不結果の際は奈何に處すべき考へなりや、(以下十四) 私の考へに、其訊問も頗る道理であるから、私は左様、萬一の際自殺の爲め「ストリキニー子」を提えました。答辯しましたがまた思ひ浮べますに、右毒薬のみを提えしと稱するは頗る不條理の答辯でありました、乃ち「ストリキニー子」を萬一の際服用するも、其奏効一時間後であり、其迄に種々苦悶の状に依り毒薬を服せし事を悟られなると同時に、醫術により解毒し、終りに其目的を達せず、故に一瞬時に己の命を奪ふべき短刀を提えしと答ふこそ其當然であらうと思ひましたから、恰も其當時友人に與ふ可く購求せし短刀のありしを幸ひ提えましたと答えたのであります。

私が忍入後一時私の室(四疊)に到り、暫時休息し、四疊半と八疊の間なる唐紙を排開し云々と答えました理由は、若し前記六疊の室(眠る室)と八疊の間なる唐紙が、若し開て居たならば

ストリキニー子と短刀

番町の家忍入りし徑路

試みに室内の光景を描き見よ



四疊半の室に一端入る必要なければ、若し開てあつたならば、其唐紙を開く可く、其中に母、會恵に悟らるゝ筈である。乃ち不條理の事柄であるから、一端四疊半へ到り云々と答へました方、道理に叶ふと存じました。而して御承知でもありましたしやうが、番町宅の略圖は、而して忍入しと自稱する徑路を圖にて示せば、上圖の通りであります。而して六疊に兩人の夜具を敷ふれば、必らず其室の全部を掩ふ筈であります。其理由は六疊の室に簀笥三竿を配置してあり、其上に私の在宅中の經驗上、床を敷ふるは頭部を庭

獄中の告白

何ぞ然る愚
を爲さん

又私の経験と洋燈は常に何か臺の上に安置するが習慣でありますから、其等の物件も多少其室に存在し、愈々狭くなつて居た筈であります。其上私が六疊の室の窓より四疊半の室に到るには、必ず兩人の頭部近くを通過せざるを得ず。而して四疊半の室に到る入口には尤も開き難き唐紙があるのであります。のみならず其唐紙の附近は踏む度にギク／＼と音響を發します。此等の事柄を綜合せば、奈何に母上及會恵が熟睡しつゝあるも、必ず覺醒する筈と私は思慮いたします。若し私が眞に犯者であつて、奸智を以て其刑罰より逃るゝ事を望むならば奈何ぞ其犯罪の結果として生ぜし兄上の身上、及體內に印證されてある現象、即ち「其眞實に依れば」兄上の身體は足を以て壓迫せし形跡ある事、頭部に著るしく充血ありし事、胃中に藥物の存在せる事、鼻血の流出ありし事、其藥物の毒藥なる事、及鑑定人が右を證明せし事等を（以下五十三）結果に近きやう（即ち犯罪行為）陳述いたしましやう。私は元より兄上を絞殺及他の行為を以て殺せし事なく、從て其行為の證據となるべき證據品のあるべき筈なし。然れど一犬吠に吠え萬犬實を傳ふ如き事柄は被告事件に於て尠なからざるは私の斷言に憚らないのでありますから、從て當事件に於ても、一見價値なき物件が證據として出づるや否やは元より私が知る所でありません（以下二百三十）

(三五) 和田儀平氏の陳述

△藥屋殺の當夜△手拭が證據△和田氏の宅△寧齋殺

藥屋殺しの
當夜

「和田儀平の陳述に付」四月二十四日の夜も、又五月十一日の夜も、和田宅へ歸らじと陳述せし由、其陳述は何かの錯誤であると私は斷言いたします。四月二十四日の夜は夕食を四時頃に喰ひ、〔伊澤にて〕午後二時頃雨中を馳け和田宅へ歸宅すれば、大掃除でありまして、私の部屋に和田宅の物件が取り散らして有り、暫時にして整理、私は少々氣持悪しき爲め夕食を例刻より早く喰ふ旨を主婦に命じ、床を敷へ臥床〔臥床前に入浴し而して就床、〕六時後外出電車に乘し、京橋方面に向ひ、其後時刻を経て四谷喜よし亭に落語を聞き〔何心なく喜よし亭に入りしが、氣は心に添喉に配慮せず、然れど其一部分を〕而して喜よし亭を出て福本と號する麵類店に立寄り、四谷新通を経て四谷見附外に來りし際、外濠線工事の爲めと晝間降雨の爲め頗る通路泥濘なりし爲め下駄及足指の先を汚せしを以て、和田宅へ一端歸り、所持品を私の室に遣し、手拭を携え、和田宅附近の錢湯に入浴、歸宅の際下駄の頗る汚れしを氣付きし爲、己が手拭を以て下駄の泥を拭ひ、手拭の泥れし爲、湯屋の少女が傍に居りしを幸ひ其泥れし手拭を其少女にゆすぐ事を願ひ、

手拭が證據

獄中の告白

八〇

其を携へ歸宅臥床せしは事實であります。若し和田氏が陳述する如く、其夜歸宅なさどりしならば、奈何にして和田宅に在りし己が、手拭を以て附近の銭湯に入浴する筈なく〔湯屋は和田より約五間の距離なり〕若し入浴し他に泊せしならば其附近に私が親密なる家ある筈である、而して私の親密なる家は附近、否、東京市中には、伊澤宅のみ。野口宅を出てしより、相模屋に二三泊し、而して伊澤宅に四月三四日頃迄寄寓、和田宅へ轉寓せし後、和田宅に眠らざる時は、伊澤氏方或は三輪氏方であるが三輪方に泊せしは、坪内氏に同伴せし時〔其他に一日〕の外は、皆和田宅に眠りしなり〔私は他に泊する事を〕而して其夜和田宅へ四谷より歸り來りし際、和田の人々は横臥後なりしか否やを知らざれど、誰れにも會はず自ら戸を排開して家に入り、私の室なる手拭を携へ再び出て湯に入り歸臥せしなり。

和田氏の宅

和田宅の戸に鎖鑰なし、若しありしや知らねど、〔鎖鑰の〕嘗て鎖鑰しありし事なし。殊に其陳述は和田儀平氏の陳述なるや、又は和田主婦の陳述なるや私は知りませんが、若し和田儀平氏の陳述ならば、頗る薄弱なる陳述であります。即ち和田儀平氏は常に魚川岸へ業務の爲早朝に出て、八時頃に歸宅するが常例である、而して其朝早く私は兄の墓參し而して伊澤宅に到りしなり、故に和田儀平氏が私に就て彼此證明し得べきに非ずと思慮いたします。而して私は常に

朝飯を喰はず。

寧齋殺しの當日

五月十一日の夜も私は十時頃より臥床、翌朝洗面の爲下に降りし際、其主婦曰く、御宅の女中さんが朝早く北へ行かれました。私答朝早くより何の要事であらふ、君子が病氣でなければよい〔木澤氏が南へ行き〕而して鼠害を慮り、亞硝酸アルコール入りの瓶を携へ伊澤方へ行き其後は前述の通りであります。右の次第に依り和田儀平及主婦の證言頗る疑訝であります。

(三六) 十二月二十六日前後の光景

△野口家を去りし前後△野口家の懇望△兄上の態度
△君子の出産

十二月二十六日前後の光景〔乃ち家を出て結婚當時高橋氏より武林方への申込に、衣類及諸道具を乞ふにあらず、乃ち男三郎様を一日も早く請ひ受けたいのである。武林曰く、結婚は大禮であるから相當の準備を要するから暫く御待ち下さい。高橋氏曰く、野口より一日も早くと請求して來たから準備も何も要用ありませんから、式に要する衣類等も充分でなくてもよい、要は一刻も急速なるを願ふのであるとの事でありましたから、式場に要すべき衣服を三日間に新

野口家を去りし前後

野口家の懇望

獄中の告白

八一

噫天命乎

得べきや心狂ひ、種々小智を弄し兄上の意を齟さん爲に、兄上を欺かんとし、煩累を知己故舊に及ぼせしのみならず、終に大恩を蒙りし伊澤夫人は大禍に陥られ、己も亦殆ど其身亡びんとす噫天命乎。(以下百三十八字略)

(四〇) 今日ある原因

△實力の伴はざる希望△冷熱

他人の誤謬又は欠點を扶擧し、自己の惡癖及欠點を陳述せざるは、願る良心の咎責する所でありますから、自己の惡習欠點に就て、眞率に慚愧懺悔の爲陳述いたします。

私が今日の深淵に沈溺する原因頗る多く、屈指に違なき程でありすが、一言に總稱すれば「希望」であります。而して私の性質は自己自身を考ふも頗る其解釋に困難であります。乃ち惡徳あり、善徳あり、而して其惡徳と善徳が其性質上相反反對の性格を現して居るのであります。「惡徳と善徳は全然反對の性質でありま」乃ち「實力の伴はざる希望」「強直」「疑懼の念の「疾」等の惡徳、而して又「熱」「果」「自忍」「實」「行」等の性も確に認めます。然れど之等の性は皆純良なるものにあらずして、皆小智識に支配せられ、由之其結果純良なる性より劣る事數等であります。殊に八年前より

實力の伴はざる希望

冷熱

私の性質大に變化し、前記の善徳惡徳の伴ふ執拗て此身を支配した結果、甲者には頗る厚く乙者に頗る冷たるを免れず。而して今日迄禍の起りたるも本を尋ねれば、皆己が小智識小才なるに、己れが力を過信せる執拗の致す所であります。

(四一) 少年時代

△學業優等△十六歳の士官候補生△又木氏の監督者

△石川氏へ寄寓

私は明治十三年二月二十一日大阪に於て生る。幼少の頃は至つて纖弱で、衣類の嗜好と云ひ、他人は男性と認めなかつた程で、常に醫藥を枕邊より離さなかつたこと。高等小學校卒業、中學程度の學校を卒業にも頗る成績佳良で、郷黨の羨む所。其小成効が仇となり、三十年四月(?)に家父の御承諾なきを、生意氣にも自活しても、又學僕になるも必らず上京、立派な者に成り、父兄を驚かし郷黨に誇らんなどと、前後の思慮もなく功名心に酔ひ上京。これより先さ大阪の桃山學校在學中、士官候補生の試験を受け、後刻年齢未滿の爲除外さる。此事實が非常に私の心を刺激したのである。乃ち誰々は二十歳二十一歳であるに、候補生の試験に不合格

十六才の士官候補生

又木氏の監
督者

である、而して誰々は府立中學中の秀才と仁々が尊敬するのである。我は未だ十六歳未滿で然も第一回の受験に合格したのである。此の力を以て熱心に勉強したら、必ず立派な人に間もなく成れる筈である。何、父が許さずとも、己が熱心と勉強次第で奈何様にも成ると、意味もなく上京したく、日々東の空を眺めて居たのでありました。其當時又木未亡人が或要用にて上京、病疾の爲番町の回生病院へ入院、看護の爲其子女五百子氏を招かれたのであります。(以下四略す)五百子氏上京後、私への手紙に、頻りに上京を勧められましたから、私は益々上京の念燃るが如く、然れど家父は従前の如く上京を許さず、當時(以下十六略す)又木亨三君は猶幼にして(以下四十四略す)私の命には何事も聞き、又行ひ、私と共ならば日々無事に通學、のみならず放課後猶私と共に數學を學ぶ如き有様でありましたから、又木様が強て寄寓を請はれ、又私も人家を離れし幽境を好みましたから、家父に乞ひ、又木へ寄寓したのであります。

時に〇〇〇氏より、上京せば學資を給すと報じて來たのであります。然れど桃山學校の卒業時期切迫の爲、即刻其招きに應じなかつたのでありました。然る所又木の祖父が病篤爲、伯母様は〇〇〇氏を石川へ遣し、歸坂其後祖父卒去、續て五百子氏歸坂、然るに〇〇〇氏が私に曰く、自分も程なく上京する筈だから、〇〇〇〇上京せよ、自分より學資を給せんと

石川氏へ寄
書

の話、私は亨三君の上京に一層心を刺激され、殊に期を失へば再び上京難からんと考へましたから、父上には學資の供給不用など、頗る謾言せし故、父の大叱責に會ひ、漸やく母上より、父上に内密にて金五圓五十錢宛戴く筈に定まり、(以下十五略す)亨三君と同伴、石川氏へ寄寓の身となり、同家へ出入する木澤醫士の弟某の撰擇にて、神田の尙武學校へ入學第五年級へ、同校放課後、小川町物理學校第二級へ通學し、至極無事であつたのであります。石川氏へ月々食費參圓五十錢内外を拂ひ月謝兩校合せ二圓でありましたから、母上より家父に内々にて送り被下る金子にては到底足らざりしが、上京當時母及實の伯母等より貰ひ受けし金子五十五圓、及蓄財三十二圓七十錢餘を合せ所持し居りましたから、當分金子に窮せず。〇〇〇〇〇〇より只手紙來るのみにて(以下百六略す)

(四二) 野口家と提灯

△初めて會惠と知る△通信の困難△柔術の稽古
△公卿出の華族

七月下旬の事なりしか又は八月上旬の頃なりしか石川様は旅行にて不在中、欣一(編者曰く石川氏の息な

情を明し、其調停を請願しましたところ。交渉が追々面倒になり、殊に私に何か職にあらざれば兄上の意を満し難しとの事ですから、私は熟考の上通譯として雇れたりと稱しました、然るところ或日つらく自分の價值なき事、及世の中が非常に厭ふべく、物悲しく、又將來を考ふれば、益々無常を感じ、大に決心する所あり、翌早朝手島氏へそれとなく暇乞ひに行き、且つ曾惠君子の將來を依頼し、再會を期し難しと思へば、今更に我身の墓なきを感じられ、涙に襟を潤しました。其節手島氏に其決心を眞實に明言すべきにあらねば、其詞に窮し、今より(此間十三字を略す)偽り、曾惠君子の身を依頼せし次第、而して其後市外へ二日旅行、然るに意外なる障害に依り、初めの決心を變し、再び歸京、手島氏に銀座街上に遭遇、嚮に袂別せし事あり而して今茲に遭ふは、頗る其矛盾せると思はれむと、己れ自ら考へ、其際の詞に窮し、(以下十九字を略す)咄嗟の場合前後の慮もなく、昨夜香港より歸京云々と欺き、又横須賀に於て負傷せしを、船舶の破裂の爲云々と偽言いたしました。考ふれば實に緒面の至りてあります。其他に偽りし事なし。

伊澤夫人を欺けり

伊澤夫人を欺けり。五月二十五日金子を陸軍の俸給と偽り彼の證書も同夫人には正當のものと思はしめしも、其他には虚偽なし。只一瞥せば其他にも偽りあらんと思はるゝ事なきにしも

浦島氏をも欺けり

非ず、然れども其疑しきを一層進て其奥を研むれば、其偽りならざるを發見にいたるのであります。

兄上を欺く

浦島氏をも欺けり。乃ち前記上村氏よりの〇〇を脱れむ爲、伊澤夫人に相談して吳港へ赴きし如く装ひ、其赴きし事を兄上へ一時も早く知れん爲、伊澤夫人は至極正直の方なれば、上村氏が若し再び伊澤氏方へ來らば、夫人は其答辯に御困りであらうと思ひ、乃ち上村氏が再び伊澤氏方へ來らざる豫防として、浦島氏へ斯く謂たのであります。

兄上の意を翻さむ爲め兄上を欺かむといたしました。
(此間百二十七字を略す)善樹は悪果を結ばず、悪樹は善果を結ぶこと能はざる如く、必ず過去に於ける何かの悪因の果と私は悔改の念に堪えません。然れど兄上も私の行爲を頗る誤解して居るゝ所多く、實に迷惑の到てあります。手段として兄上を欺かむとせし行爲其他を精述せば限りありません、のみならず、今日の間到底書き盡くせず。故に今は大略を記し追て仔細に告白いたします。

一三三六年三月迄に兄上を欺きし事なし。
 一三三六年三月三浦郡へ赴く旨を兄に談り長野縣に赴く。

證書の裂片

満足で、其當時の學生の言葉を藉りて言はゞ「ふけえきだ〜だ」の聲に満ちて居り、(以下十略) 其中で「此様な文字では他人に見するも氣がきかないから、五六人て證書を改造する筈だが、貴様も中間へはいつては奈何、人が殖ゆれば其心安くつく」と話込む者がありましたから私も同感でありましたゆゑ賛成(以下四十五字を略す) 数日後、其改造の分を受取りましたが、何となく良心に咎められましたから、早々千々に裂き破り、箱中に投げ込み、心も留めざりしに此度豫審廷に於て其裂片を一見いたしました。何とも面目ありません。

語學校に就

語學校に就て、入學當時は身體も壯健で、精神も確でありましたが次第に記憶悪しく、勉も思ふ儘に記憶せず、遂に夜も晝も精神朦朧として、心に些の活氣なく、深更に到るも猶翌日の豫習に怠りなく、然るに其記憶悪しき事驚くばかり、終に同僚に面目なく、自己の言ひ甲斐なきに己を棄つる氣に、自ら焦慮するに従ひ、益々腦を弱らし、一方には大なる障害あつて、其執念を私の意思は頗る駭怖し、頻りに其執念を追ひ拂はむと勤めども、情は其意思と正反對に行動し、意思は情勢に征伏せられ、終に今日の如く身を千尋の淵に墮落し畢はつたのであります。

情勢に征伏

日を追ひ月を閉するに従ひ、病勢益々加はりて、己れの記憶悪しきを恥ずる心増々強く、然

病苦と戦ひつゝ微笑す

多聞院に隱

りとして勉むるも其効なく、却て頭腦に微痛を覺ふるに到り、殊に三度眩暈、然れど會惠の心配せむことを恐れ、語るべくもあらず。日々内外の苦悶に心を惱まし、臥床を欲すれども兄上母上の意を慮り、臥す事もあらず。又其病なるをさへ悟られざるやう勉め、内に病苦と戦ひつゝ表に微笑を漏しつゝある其苦しさ。而して其當時の私の心中は只己れ獨りより解し難く、今より憶えば實に其愚かさ、其痴。斯くして日は進み七月の學年試験來りしも、充分の練習さを出來ざる私、満足に答案の出來べき筈なきのみならず、第三日目の終りに學校にて血を吐きぬ。此等の爲め其試業の某日より欠席、遂に落第せし爲め同僚と級を異にし一年浪費したり、然れど兄上母上の意を慮り、其病さ之面に表はさざる私、其不合格を兄上に話すべきに非らず、其儘其等を隠匿し、熱心に病を養ひ其不結果を補はむと決意し、日々昇校すると偽り府下の多聞院の一室を借りて其日を送りし事約三ヶ月、翌三十五年に到り、己か病疾の苦のみならず、野口家に於ても種々の事柄起り、私の心を煩はす事多く、殊に三十四年末期より兄上の病疾重きを加へ、其他にも頗る慮ふべき事あるを發見、増々心に悶ゆると共に、記憶儘ならず。然りとて學校を廢すべくもあらず、再び昇校、然るに先の同級生に集會あり、頗る私を柳榆嘲罵して止まず。由來意志の弱き私、其罵倒に堪えざるのみならず、○○○○○○○○○○

(四六) 宮原氏方に寄留す

△輕井澤より信濃に赴きし理由

輕井澤に赴きし理由

宮原氏方に寄留するに至りし顛末を述べんに、去三十五年冬の頃、私は高崎聯隊管下に於て徴兵の受検目的で信濃國輕井澤に赴くべく高崎驛で轉車いたしました。其所に二人の紳士あり一人は高田の石油會社員、他の一人は即ち宮原直吉氏の長男宮原直太郎と稱する四十前後の仁で、磯部迄三人共喫黙、其後宮原氏曰く、何方へ赴くのです。余、輕井澤迄。宮原氏、此寒いに輕井澤は何の御用向て。別段の用向てありませんが、輕井澤に友人が居りますから、其者の宅で來年度の徴兵受検の爲に。宮原氏は、輕井澤は餘程寒く、健者の者でも一日滞在せば必ず感冒に罹る事請合であるから貴下の様な弱々しき人は實に危険です、私の宅は輕井澤より二十里先で坂城と稱ふ長野中一番暖かき所で、父は其村長ですから、徴兵検査其他に至極便利ですから、私の宅で検査を受けなさい、(以下七字)添書しますから而して停車場迄迎ひに来るやう電報まで打てくれまししたから私は坂城で下車、宮原氏方に赴き翌年三月同所へ再び行き、受検した

次第、而して三十七年七月會惠同道再び回家に赴き一日經て他家に轉居(以下八百九十)

(四七) 警視廳に於ける聞取書に就て

△家庭の慰安は家族なればなり△都築氏の件△義兄の件

家庭の慰安
ばたり

警視廳に於ける聞取書に就て 警視廳に於ける訊問の順序は、都築氏の件、義兄の件、河合氏の件でありました。右順を遂て訊問の顛末の大略を記述いたします。

七月十六日に押送さるゝ前にも、再三回警視廳へ押送され、訊問所に於て訊問を受ける事なく、其夜歸監しました。而して七月十六日早朝、關口刑事巡査に依て押送、八月十一日歸監(此日は當監獄署に就て開きしたり)

都築氏の件

都築氏の件に就ては深く述べべき時機にあらず、賢明なる判官の認定に委すべく、然れど私の胸中區々に堪えず候へ共、自己も罪あり、父より見限られ、妻子なく、貧縁の願み呉るゝ者なき程なれば、知己の頼むべき者ある筈なく、廣き天地に只唯自己獨り、家庭の安慰は、家族あればこそ花をながむも雪を賞するも、互に語る友あればこそ此世も戀しかれ、己れ不幸に陥るも誰一人泣て呉るゝ者なき私、何の甲斐あつて、何の樂あつて世に永らえむとを冀ひまし

健二郎さんは自分の母の兄弟で、伯父さんである。自分が宇都の宮監獄を脱して東京へ脱れ来た時も、健二郎さんの宅へ先づ落ち付き、同家より種々着類、手道具等を今の下宿、本郷區丸山福山町東櫻館へ運び、今着て居るフランチルも健二郎さんの衣物である。云々。

之より餘程後日大築が訊問を受けたと稱して歸房せし際、今日は刑事室の電話で山川へ電話したら(以下二十三)健二郎さんは韓國へ渡航した由(八月)て、山川でも僕の歸るのを毎日待てる様子だ、と私に話しました。(以下四十三)

徳富健二郎氏

徳富健二郎氏より約十日間晝夕の食物の差入ありし故、其關係に就き聞く所に依れば、徳富氏は舊は友人で、自分の紹介で大山家へも出入するやうになり、徳富がものしたる「ぼ」といぎすも僕に相談した事も多くあるのである。或日なりき、今日は徳富氏の書生が面會に来て、半紙食物等を差入て行た、徳富氏が来る筈だが、今日相州へ旅行する筈であるから、書生を代理に訪ねたと書生の談しに云々。其後も二三度徳富氏より面會に來りし由を私に話しました。(以下二百五十)

稻垣富久氏

或日の事なりき、訊問を受けしと稱し歸房後の談しに、今稻垣より使が来て衣類の不自由があるならば差入やうかとの事であつたが、近々中に歸るからいらないと話して置た。其後又歸

女將と女中

父は陸軍中將

房後の話しに、今日は訊問でなく、稻垣富久が下婢、乳母を伴ひ、馬車で面會に來たのであつた。刑事が立合て面會したが、一日も早く歸て下さらないと家扶が八か間敷云ふてならぬ。大層瘦せたと言ふから、瘦せる筈だ、或事ばかり思て居るからと云ふたら、顔を赤らめて涙をこぼして居た、立合の刑事は笑つてをつた云々。

其他今日は東櫻館の女將が面會に來て、(以下二十九)今日は東櫻館の自分の係りの下婢が面會に來て、此紙等を差入れて呉れた、今日は友人が訪ねて來たなどと、私に談し、又自分の履歴を談しに、僕の父は陸軍中將で、名古屋在勤中切腹して死し、母は宅の湯殿で卒中で死す。腹ちがひの兄が一人、實妹が二人ある。一人の妹は八重と云ふて(以下六字)へ縁付き、一人の名は松枝で、今猶女子大學に通學、其情夫と共に麴町に下宿して居る。本籍は福島縣の若松で、自分は失踪になつて居る筈(表)である。

法科大學の四年の時、退校になつたのである。高等學校へ通ふ頃(其當時大築家は番町に在り)下二番町の(以下五字)女(以下二字)○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○(一字を)の父との衝突上離縁となつたが、其後(一字を)と二人で宇都宮へ逃た事もあり、種々二人で苦勞した末、終に離るゝ事となり、(二字を)は(二字を)氏へ再縁になり、僕はそれより放蕩しだし、二十七八年戰役頃米國へ渡航。

(以下百字) 得々として談り、其談話は比較的高尚ならず、常に婦人の事のみになりました。私が其話しを悦ばざる故、時に不快の様子も見へました。

又自分の犯罪に就て語る所に依れば、(歌代) 自分の大學に通ひ、友人今村某氏の息女の戀を争ひ宇都宮在平井が原に於て其友人を鐵扇で毆打して遂に死し、宇都宮監獄に收監(以下三十五) 脱走し、東京へ歸り(三十七年五月) 東櫻館に居りし所を捕縛されたのだ。其他に、

六年程前に本郷龍岡町で孕婦を(以下三十五) 猶ほ栃木縣鹿沼街道に於て友人(以下十七) に旅人を(以下三字) 友人は帽子を其場に忘棄し、歌代は白さを遺して東京へ逃れ來りし由を相談りました。(以下四百十) 三字を略す

其他 私の事件に關する大略を再記すれば、

小西の件、頭骨脱臼しありし事。

義兄の件、胃中に毒藥の存在せし事を、醫科大學にて證明せし事。頭顱の著しく充血なりし事。棘癭に乗りし如き痕跡ありし事。

右は私が犯者であつても、理論上犯者の知り得べからざる事と存じます。其他にも聞知しました事多くありますが、一々記述の煩に堪えませぬ。只一事申添へますが、

國法以外の
大罪人

調書に義兄の死因は病死でなく變死と聞きました云々の項に、朱點を施してありし如く憶えますから、其頓末を申します。

或時歌代曰く、會惠さんか又はお母さんかの筆跡で、宛名不明(宛名破り)への通信に、兄の死は病氣でない云々と書てあつた由を新聞で見た。其筆跡及文句もあつた云々。此に依て私は豫審廷で此事を話しました。

私の考では、警視廳より早く監獄へ歸される手段として(以下百三十) 一字を略す) 私が七月六日より十二月十三日迄接見禁止、社會の事を聞きし事は一々判事に話せば、判事は其眞を知る障害になるからと思慮され、早く監獄へ歸し下さるであらうと思ひ、歌代より聞きし事で、私の事件に關して居る事柄で、直接私に害なき事柄は、なるべく判事に物談たのであります。即ち義兄の骸軀を壓せし痕跡ある事、會惠又は母の筆跡にて病氣でないといへ送りし手紙ありし事柄等

(以下八百七十) 三字を略す

然れど已を省みれば良民に非ず、養家の名を墮し、父兄に累を及ぼし、實に私は國法以外に於ても大なる罪人である。

義兄様にも(以下六字) 然れど兄をして此に到らしめしは誰であらふ。其原因は種々あらむが、

公衆に環視せらる

私の不徳も確に其原因の一である。私は實に慚愧に堪えません。法廷に於て公衆に環視せらるゝ事の……あゝ來る六日は再び彼の日の如く……嗟。

(四九) 再び歌代氏に就て

△身に戒具なし△○○○の證言に對する憤慨△送籍に就て
△歌代氏の進退に就て

歌代氏に就て訝しく思ひし事柄 私の邪念か知らねど、警視廳に於て歌代氏の話とまた其行動に就て訝しく思ひし事柄を記述いたしますに、歌代氏は被告でありながら警視廳の事情に通じ居る事、(以下三百)

身に戒具なし

歌代と私と同時に訊問所へ導かれし事なし。只私が訊問受くべく召さるゝ際、二度歌代が刑事部屋の椽側に居りしを目撃せし事あり、其時の歌代の面貌に憂慮の念の一點も見出す事出来ません、私が出る際は必らず戒具を用ゆれど、歌代が其椽側に居りし時は其手に戒具の施しあらざりし故、其後歌代氏の戒具に就て質問いたしました。其答へは否々、手には必らず戒具を施し腰に繩を施すと、然れど曾て歌代の手に戒具を見し事なし。

○○○の證言に對する憤慨

松本某が私に歸監前二日程前に入監しましたが、歌代氏にも私にも其犯罪を告げませんでした(以下五十) 而して入監の原因は、官文書偽造、官印盗用、詐欺取財なりと聞き、又殴打創傷なりとも聞きました。(以下三百九十)

○○○の證言 證人の證言は被告に對し非常に重視されつゝある如く私は思はれます。證言に就ては被告が宛に泣かざるを得ない事は頗る多くあります。浦島氏、伊澤夫人の如き正直なる人の證言は鼎よりも重く、私も其證言に多くの相違あらふとは思ひませんが、今回の事件に就ての證人の證言に全く相違の事柄多き中にも○○○の證言は實に憤慨であります。(以下二)

○○○の證言 私は己が身を切らるゝより猶多くの苦痛と悲憤私には罪ある身である、他人の缺點を指摘する事は頗る心に苦痛を感じますが、本事件の根本的審理發見に必要なのみならず、私は○○○○對する義務上不得止せんから、○○○の證言に就て辯疏いたします。私は被告の身であり、又品行上に就ては會惠との關係もあり、缺點を以て居りますから、以下記述は何の益する所なく、其冤を雪ぐ事は出来ずとも、貴下方の御参考までに御一讀下さい。(以下千〇三) 又私は社會の新聞紙は淫逸の如く噂しますが決して○○○○○○○○○○者なく(以下十八) 私が斯く種々なる出來事を避け來れるは、全く會惠の賜であると自信して居り

獄中之告白

送籍に就て

ます。(以下千〇六) 又其當時實家より父が來りし云云は全く誤謬なり。又菊子様が石川老母の注意に依り、始めて金子四圓を戴きし折、私は後日志の立ちし日に返濟すべく借用證書を認め、又木様も其證書を快受せられました。(以下二百三十) 送籍に就て實家の兄へ不満を述べしに就て、分家に就て不満を懐きしに非らず、分家は私の望む所、義兄様の御性質が奈何である、又我々の結婚に就ても奈何様御考へであるかは、曾惠よりも聞き、又私自身にも推察し居ります。(以下百二十) 私は曾惠と結婚する以上一層兄上の氣を損ねざるやうと心得、而して義兄との不和を避くる第一着として私より分家に就て承諾なる意志を義兄に諷示したのであります。(以下二十五) 私は曾惠の身の安全ならむ事を望む他に一念なく、野口側よりの申出で一言たりとも不満を言ひし事なく、凡ての利益を棄て、又分家の如きも送籍の際、始めて私が知りしに非ずして、其交渉中に私は聞き知て居るのてあります。若しも分家云々が不満足にて、送籍を拒む意ならば、斯の如き時期のをくれし時に拒む筈なく、奈何なる要求にても採用さるゝ結婚前萬事交渉中に於て抗議且つ要求した筈です。

私が送籍に就て遲疑した次第は、結婚後義兄様が私に對するに萬事冷て、長野より歸り

歌代氏の進退に就て

し際、義兄が私に誓はれし言葉と萬事相違の點多く、又曾惠より義兄様の御心中に就て聞く所ありますから、私は頗る心憂く、送籍済みの上は萬事六ヶ敷くなりますから、送籍の済まざる前に今一度實父に面會し〔私が眞に實父の承諾を乞ひし時も再三私を武林家の分家に〕更に改めて、曾惠と私は武林家の分家ならむ事を願はむと心得て、歸阪の準備して居りました所、突然實兄より送籍して來ましたから、私は一時の憤りに任せ、實兄へ手紙を送た次第であります。右様の次第で、分家に就ては何の不満なきのみならず、實に私より希望した程であります。

再び歌代氏に就て 歌代氏の進退に就て絶えず案じて居りましたが、豫審中は豫審判事に歌城云々が知れしならば、永き月日の苦心は泡と消え、再び同じ事を繰り返し、伊澤夫人の御身體又曾惠君子の進退に就き、再び悲しむべき運命が來るであらうと思ひ、歌代の其後の容子を知るべく、社會へ通信する事も出來ず、頗る苦慮して居りました處、終に豫審決定書に接し、兼て來るべきものと心得、又一日も早かれかし(以下十一)其事の意外に驚ろき、十日間程は只何となく憂苦の中に過ごし、が、第一着に歌代の其後の容子を探ねむと決意し、千駄ヶ谷徳富健二郎氏へ問ひ合せしに〔書下〕の如き意外なる返答に接し、大山侯爵家へ問ひ合せしに、終に何の返事なく〔大山家は母方の親家と〕富士見町稻垣富久氏へ問合せしに日を経て〔書下〕の如く返り來

3788

10

44988

獄中之告白

り、田中雪子氏宛問合せしに是亦〔宅下端書〕不明にて歸り來る。(以下百四十
四字を略す) 山川健二郎氏に問合
せむと欲せしが、其番地等不明故監獄署に伺ひしが、不許可の爲め終に山川氏へは問合せず。

一三三



獄中之告白(終)

明治三十九年九月廿二日印刷
明治三十九年九月廿五日發行

獄中之告白

付奥

定價金四拾八錢

編纂者

澤田忠次郎

發行者

國木田哲夫

印刷者

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地
佐久間 衡 治

印刷所

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地
株式會社 秀英 舍

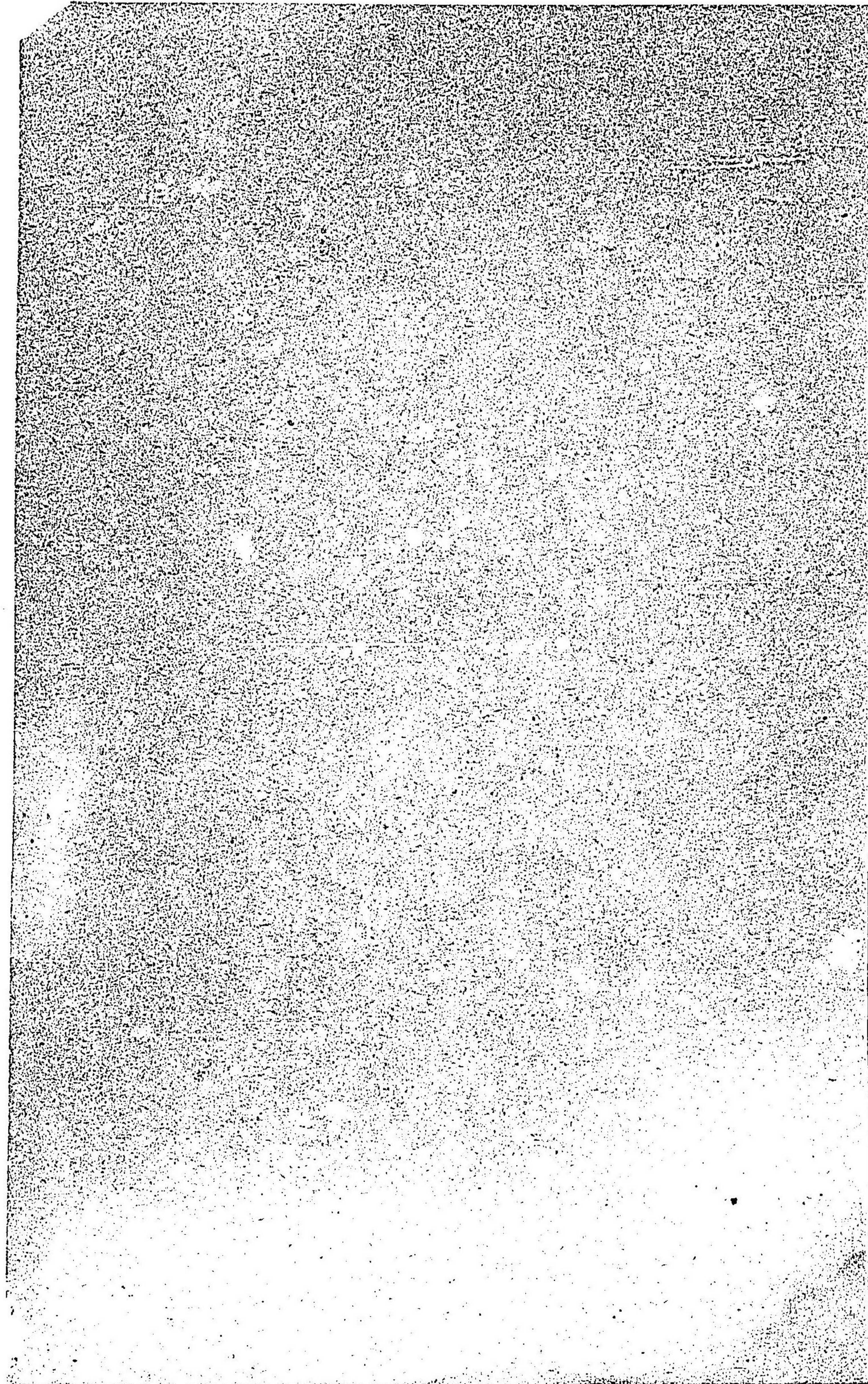


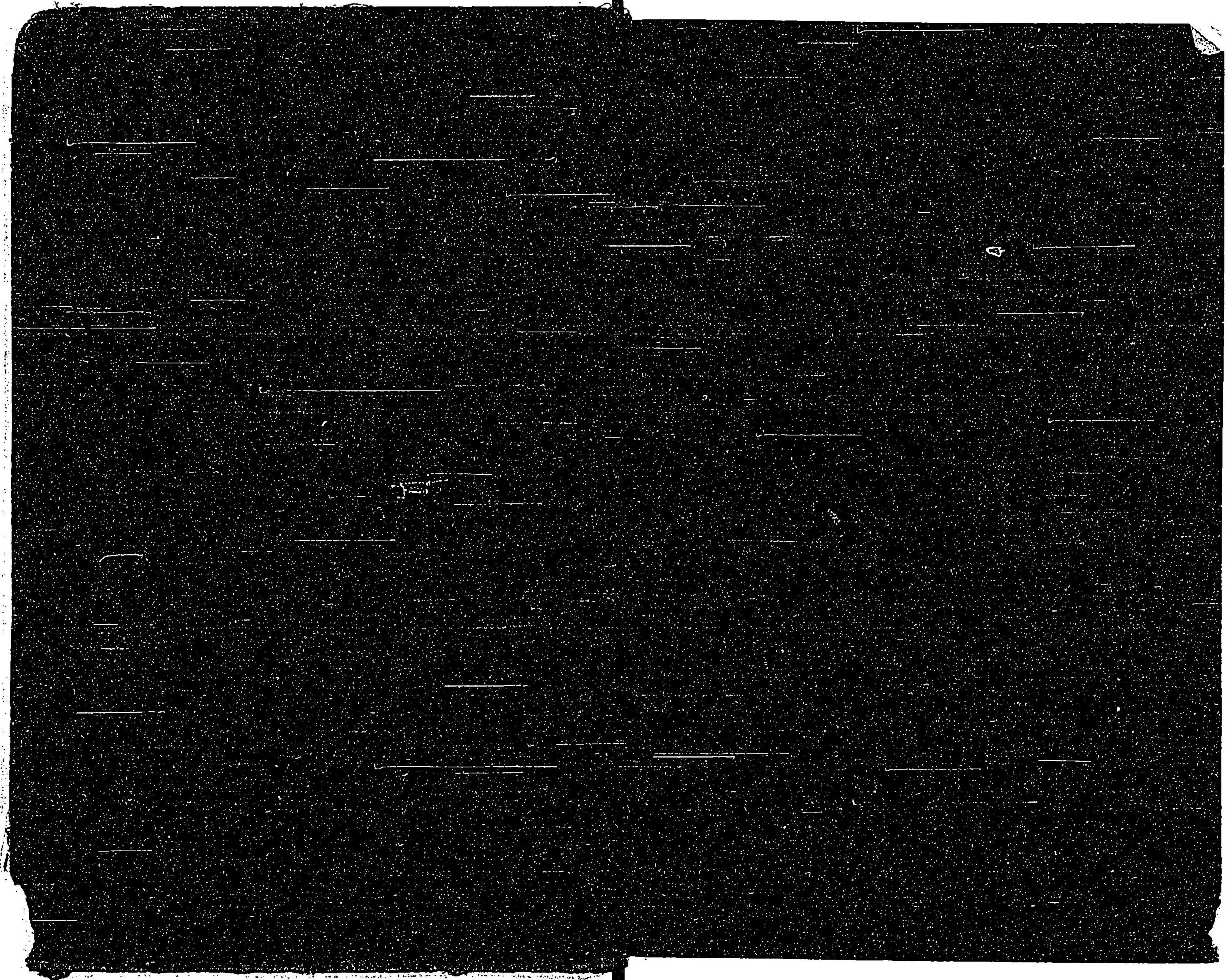
發兌元

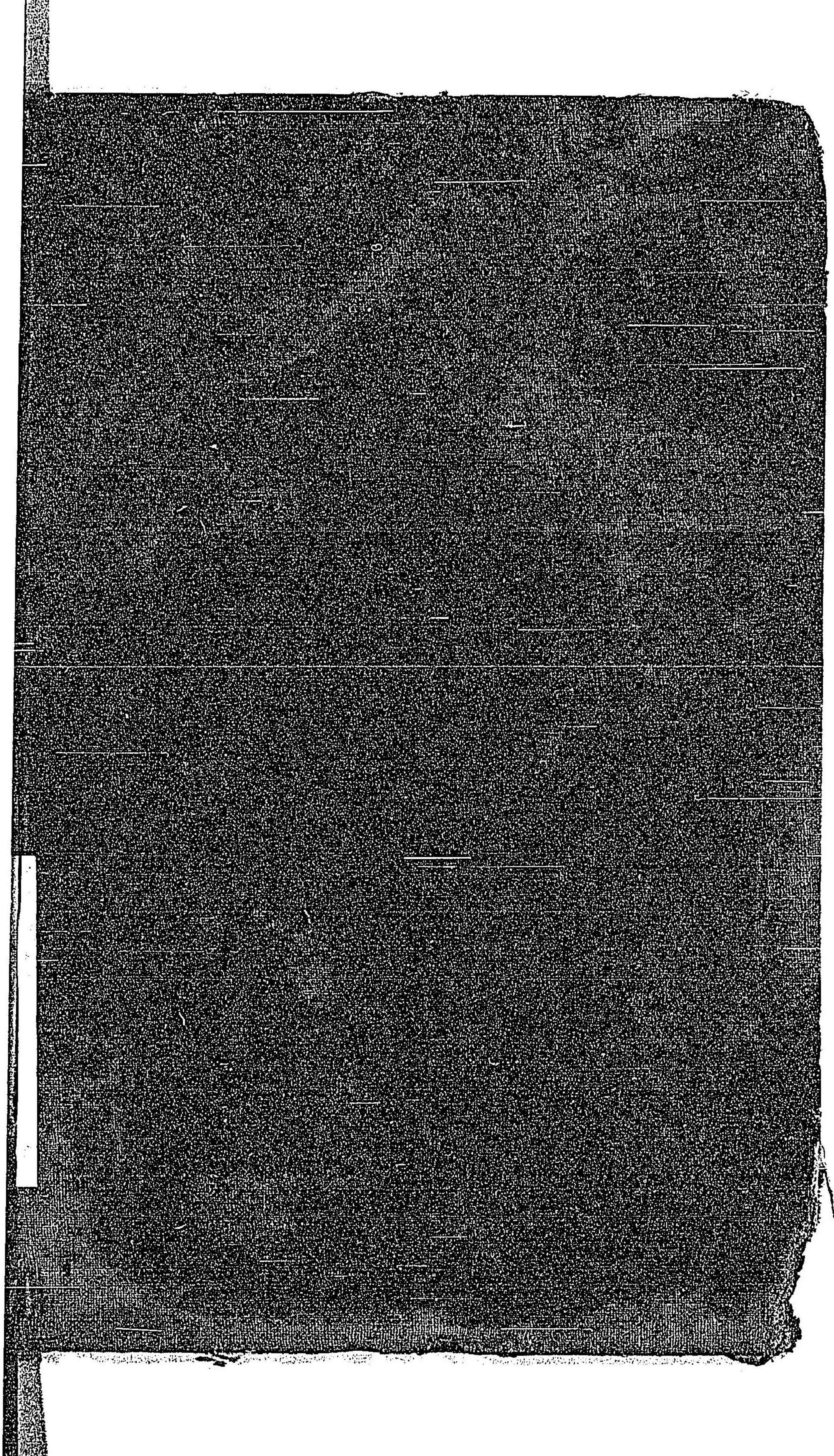
獨步社

東京市芝區櫻田本郷町十七番地

電話新橋二五二七番







特70

115

法廷叢書

花澤

井田

卓撫

藏松

編閱

036394-000-8

特70-115

獄中之告白

沢田 撫松/編

M39

BBR-0044

